



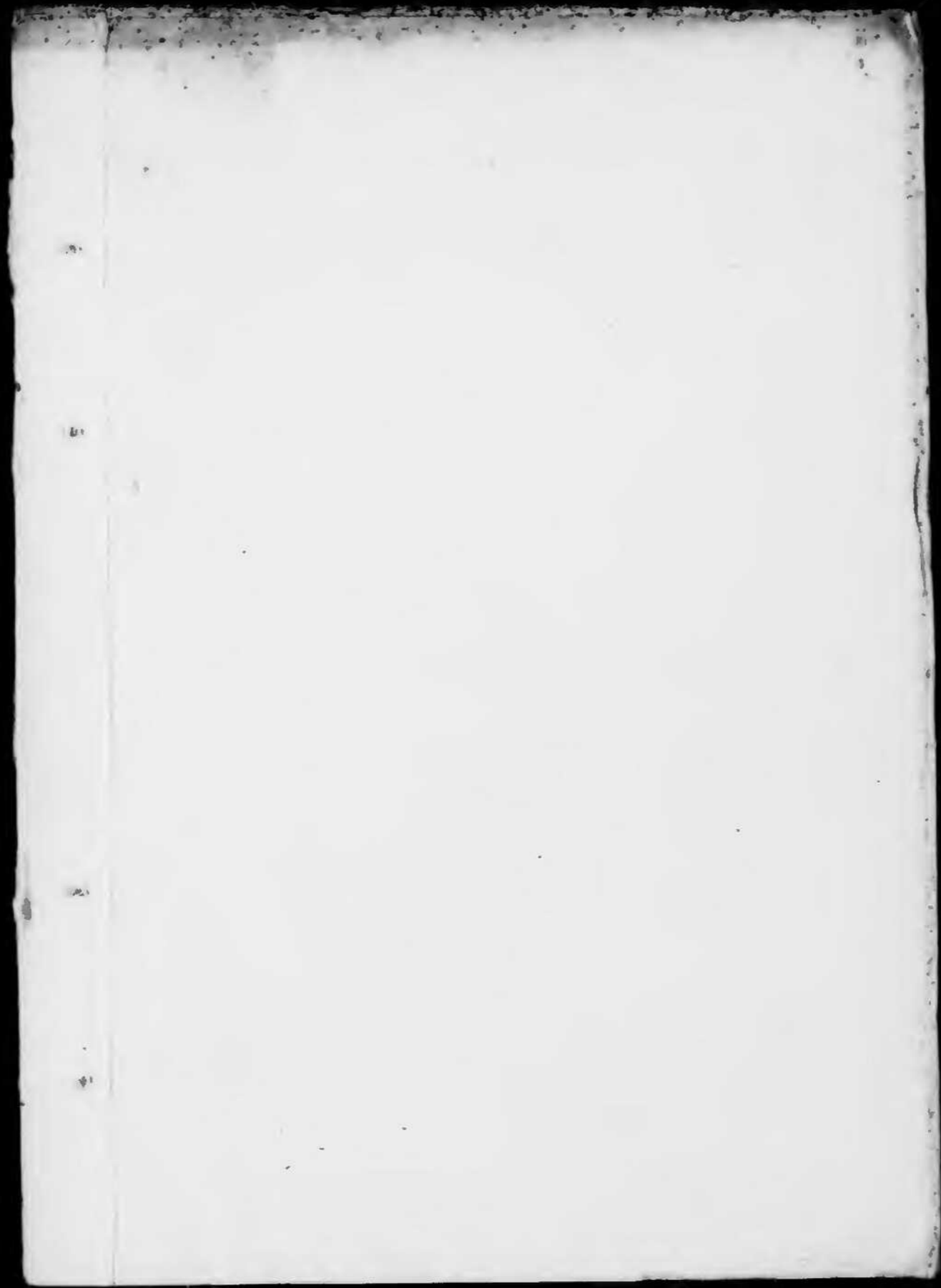
公文編年録五二一

記録掛

内務省記録  
 地方部 昭和五年  
 法令例規解釈  
 参考地方規則  
 自発議  
 至楠木  
 一類

記録掛ノ許可方編冊  
等ノ文書ヲ拔取ヲ嚴禁

国立公文書館  
 分類 省 治 分  
 ④8  
 3 A  
 13-7  
 排架番号 36



地方部

法令例規 解釋、參考、財務、  
地方規則

自發議  
至栃木

廳名

名

月

日

番

號

索引

發 地方税ニ関スル法律命令  
施行、件依命通牒(地臺)

五 發地三九一

縣會議員選舉ニ無權  
利者が投票ニ関スル者議  
決定

發地四三二

内務省

發 震災貸付金償還ノ  
件依命通牒(東京神奈川)

五 發地三三三  
五 發地七〇

統計主任會議ノ件

五 發地九二三の二

國務院ヨリ俸給ヲ受  
ルル府縣官吏ニ對シテ

旅費支給方並  
加予算ノ件照復

五 發地七五四

外 紐育市ノ財政ノ件

五 發地二五

伊國町村入市税廢止件 五 外篇五六

文 市町村義務教育費國庫支出金件 五 文地四七

拓 船主名碇繫場ノ意義 五 地局三三 八

北 家屋賃賃價格調査令 五 北地局四九 内務省

北 決算様式ニ関ス電照 五 北地局三九一〇

消 東 所得稅附加稅賦課件回答 五 東地二七二〇二  
東 家屋調査委員負運其手 五 東地四五二

令 上 五 五〇三

租稅ノ時效ノ件回答 五 九六三

府縣及市町村財務係ル規定改

正ノ件通牒ニ付照復

五

五  
一五八一四

所得稅附加稅賦課件回答

〃

〃  
二〇七一五

震災関係國庫貸付金償還  
ノ件ニ付大藏次官ヨリ照會  
ニ付回答ニ付通知

〃

〃  
三八一三

京特別稅戶數割賦課後解  
釈ノ件回答

〃

〃  
京地局三〇一七

内務省

阪家屋稅賦課件回答

五

〃  
阪地局三六八

特別稅電柱稅賦課疑義ノ  
件回答

〃

〃  
阪地局九一九

神水利組合法第四十八條解  
釈ノ件回答

〃

〃  
神地局三八二〇

家屋稅賦課件回答

〃

〃  
二五五三



受及號局議合							日月付受及省	
第	第	第	第	第	第	第	第	第
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

29  
31  
3

285 號

昭五令地第百九號

昭五令第百四十九號

昭和五年三月十五日 局長 付 受 月 日 號 局 送 月 日

大臣

次官

地方局長

内務局長

次官

通牒

年四月十日

地方主税局長  
各地方長官

地方税ニ関スル法律命令施行ニ関スル件依命通牒

裏面あり





裏面白紙

入場料金額百分、五  
（口）市町村が北海道地方税又ハ府県税、附加税

トシテ賦課スルトキ

北海道地方税又ハ府県税課率ト算出シ

入場料金額百分、五

（地理）  
課税制限額ニ列挙  
視察税制限率ト其ノ中  
入場料金額百分、五  
通算案ト算出スル

裏面あり

参照

地方税 国之法津命令施行期に依り申通課抄

（昭和二十一年十月十日参照第一号地方自治法施行令）

雑種税 同の事項

第五 前掲以下、雑種税の課税の事項

一 雑種税の課税の事項 一人一日金十五銭以上、千二百銭以下に課税し、其の課税の制限の課税の事項

雑種税の制限（甲）を準用スルコト

参照

第四 雑種税の課税の事項

一 雑種税の課税の制限以内の課税の事項

（甲）消費金、金部、課税標準半ト為ス場合

消費金、金部、課税標準半ト為ス場合

課税標準

市所札

一 道府録に於て諸賦税ノ賦課ニ付テ

清原ノ定款ニ付テ

一 口市所札に於て諸地方税又ハ府和税ノ賦課

トシテ賦課スルトキ

北出ノ地方税又ハ府和税ノ課率ト通算シ

清原ノ定款ニ付テ

此方競馬規則

一 系 競馬ヲ施行セリトスル者ハ競馬法ニ依ル場合ニ除ク外地方  
長官ノ許可ヲ受クヘシ

二 四年 一 系ノ許可ヲ受ケリトスル者ハ許可申込書ニ左ノ事項ヲ記載  
シタル書類ヲ添付シ之ヲ地方長官ニ提出スルヘシ

三 入場料ノ等級別金額

四 入場券及入場徽章ニ関スル事項

五 入場券ノ等級別ニ依リ入場者ニ交付スル優待券  
投票券ノ枚数

市上条 優勝馬投票入場券は競馬同様に當日競馬場入  
場券に於て入場者一人一枚に限り之を授与する事を得  
前項入場券は保式に依り入場除き改換し

市上条 優勝馬投票的中者に對しては投票紙と引換に景品券  
一枚を支付るべし  
前項景品券は表裏を異ならしめ優劣の賞額入場料を金  
額に其入場者を支付るに優劣馬投票券の枚数を除し  
て得たる額に十倍を算して得る  
前項親割に依り入場料を金額に優劣馬投票券の枚数  
にて除して得たる額に十倍を算して得る

大藏省

北地四三

昭四廿二

時

乙要

印

四

月廿六日 文書課長

施行

月

日

一

日

日 月 廿 受 文 通 者

各 共 通 局 通 合

第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八	第 九	第 十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

43

大臣

次官

地方局長



主 査 行政課長

内務書記官  
内務書記官

審査委員

省議決定案

一、縣會議員選挙ニ於テ無権利者カ投票  
 可シトシ投票区アリトシ其ノ際ニ選挙区

裏面あり

明治  
 年  
 月  
 日  
 第  
 号

一 當選者中 當選ニ異動ヲ生スル者ヲ生シ其  
 一 投票区ノ選挙ノ無効トシ 當選ニ異動ヲ生スル  
 一 處ナキ者ニ付シテハ 當選ヲ失フコトナシトノ判  
 決アリテ更ニ選挙ノ行フ場合 當選ヲ失フコト  
 ナレトセラレタル者ハ 既ニ當選者ト定メラレタル者  
 ナルヲ以テ 更ニ行フ選挙ノ議決候補者ニテラズ

從テ其ノ者ニ為サレタニ投票ハ府縣制第二十七條  
第一項第八号ニ該當スル無效投票ナリ

二、前項ノ者ニ對シテ其ノ者ノ供託金  
ニ付テハ更ニ行フ選挙ノ效力確定スル迄還付  
ヲ請求スルコトヲ得ヤンモノトス



一、本文ニ依リ明瞭ナリ  
理由

二、府政制第三十五條但書ノ規定ニ依リ普通ニシテ  
ナントセラルル者ニ付テハ普通ニハ確定スルニ其ノ選舉  
ノ效力ハ未ダ確定セザルヲ以テ供託物ノ還付ニ付テ  
ハ、府政制第三十一條ニ依リ其ノ還付ノ效力  
確定スル迄ハ還付ノ請求ヲ爲シ得ザルモノト認ム

第百七条 左投票ハ  
之ヲ無効トス  
八 村野會決大職  
三 正一府長官並其  
レニシテ

参考

〇之付録制

第三十五條 選挙ノ規定ニ違反スルコトナリハ選挙ノ結果ニ  
異動ヲ生ズルノ虞アリ場合ニ限リ其ノ選挙ノ全部ニハ  
一部ヲ無効トス但シ其ノ選挙ニ異動ヲ生ズルノ上議ナク者ニ  
限リトキハ其ノ限ラズ選挙ノ失フコトナリ  
第三十三條 議決候補者得票數其ノ選挙区ノ配當議決數ヲ  
算有致投票ノ總數ヲ除キ得ル數ノ十分ノ一ニ達スルコトナ  
前次ノ供託物ハ府長官ニ歸ス

〇之別施行規則

第八條 議決候補者選挙ノ期日前十日迄ニ議決候補者名簿  
ヲ提出スルコトナリ 選挙ノ期日ニ於テハ投票所ノ開クニ同時ニ

裏面あり



参考

福岡府債権

一、福岡府三池郡選挙区取合議決選挙区に於て得票数左ノ  
道三多水所浅五郎、江頭治平兩人當選ト決定見合選  
挙区内銀水村に於て無権利者ノ投票ニ票アリシ爲選  
挙ノ結果ニ異動ヲ生シ履アムトシ多銀水村ノ選挙区ハ  
之ヲ無効トシ水所浅五郎ハ當選ヲ失合トノ取合議決ノ  
議決確定シタリ

水所 三、三九五票

江頭 三、二五四

永江 三、二五三

為新 八五六

依テ銀水村ニ於テ再選挙ヲ行フニ付左ノ通り取扱フ所哉

内務省

裏面あり

一、水所淺五郎に當てて確保せし縣令議及、身分取得  
せん者十ニヨリ、今回、再選出せし義及、候補者ニテ、  
以テ、村令制、施行、令、第、十三、号、ニ、ヨリ、計算、上、全、ク、除、外、ス  
ニ、ト、ス

二、銀水村再選出せし、水所淺五郎、投票、上、之、右、ハ、村  
令、第、十三、号、ニ、ヨリ、氏、名、ヲ、記、載、ス、ル、ノ、ト、テ、無、効  
ト、ス

三、水所淺五郎ニ付、之、供、出、金、ハ、再、選、出、せ、し、村、令、第、十三、号、ニ、ヨリ、  
十、ノ、直、ニ、返、付、シ、テ、無、効、ト、ス



内務省

16

裏面白紙

裏面あり

返

控向審査委員

本案の二項は左の返答に改定すべきものと存す

當選を失つことナント、判決ヲ受ケざる者ハ存留制施行規則ハ八条

中二項に依り直々、併託金ノ返還ヲ請ハスルことヲ得ルモノトス

存留制ハ三十五条カ二項ホカ選挙ノ一部無効ヲ認メタリ例ヘリ、~~整~~、~~不~~、~~校~~

票区、~~付~~テノ選挙ヲ更新シメ、其ノ他、部令ノ選挙ニ付テ、瑕疵ナキモノ

トシテ之ニ確定力ヲ付與セントスルモノナリ、從テ選挙ノ一部無効ノ判決アリタリ

依リ特定投票区ニ於テ更ニ選挙ヲ行ヒタリ物ニ於テ、其ノ再選挙ニ付テハ

又ニ選挙取消ヲ以テ更ニ再口原選挙ハ效力ヲ爭ヒ得ヘキニ此ス、(代ラストセリ

原選挙、付ニ重ノ取消ヲ認ムルコト、(即チ選挙取消ノ關係ニ於テハ

原選挙ト再選挙トハ全然別個ノ選挙ト認ムヘキモノ、~~ニシテ~~、既ニ一原選挙ニ

關スル一切ノ争訟カ終結シ特定投票区ニ關スル部令ヲ除ク外原選挙ハ瑕疵

ナキモノト決定セラルル以上、假令當該投票区ニ再選挙ヲ行フことナレモ

一原送券 目体ノ效力ハ確定カラ有スモト云ハサレヘカラスルシテ本件ニ在リテハ  
 甲某ハ府制ヲ三十五条ヲ二項ニ他書ノ適用ニ依リ「電送ヲ失フコトナレト」  
 判決ヲ受ケ當座ノ效力確定ヲ保障セラルモ「ナレト」以テ本人ニ付テハ府制  
 制施行規則ハ二項ニ所階「送券及當座ノ效力確定」ニ付テハ  
 府制ニ依リ





理由

及  
ノ  
云

附  
系  
後



日  
 第 部  
 第 部  
 月 月 月  
 日 日 日

煙之談平致ハ次第ニ有之ハ知希所村新貸之便

昭和五年分ノイヨ貴府ノ豫算ニ全額計上セテハ甚

夕遺憾ノ体即時之ヲ計上抑必友倫命此段及通

畢也

進产昭和四年分ノイヨ今尚丰債還(神奈川

各ノ計上ノ各ノ分共丰債還(下之下)尤趣尤モ有ル

裏面あり

甚々不都合ノ次第ノ体市町村ニ對シ極力督促抄取高  
 督促ノ結果如何ノ拘ラズ此ノ際書ノ存否如何ノ於テ之替  
 (神奈川府ノ分七ノ人ノ書名ノ分トモ) 即時預金部  
 (償還)抄取高

事ノ二

年 月 日 地方局長  
 埼玉、静岡両府ノ分トモ)宛

豫金部宛に在りて償還ニ由ラズ件係ノ通厚

農工商學各部皆係金之利債還之圖之  
案今十一月宣佈其五也各部長一會同之議予  
致以均等之有之小處亦以轉代其債之照和以予分  
三月之今尚未償還一趣大之其多不都合一以予  
能亦所計之計七極力督促其亦高督促一結果如何  
二指予之此一際者其於予之替即時預金部一債

還抄如左依命此段及通屏小也

裏面白紙

昭和五年年度震災貸付金償還額調(府縣ノ分)

一、國庫貸付金

府縣名	償還額		五年年度豫算計上額		豫算計上未済額	
	元	金	元	金	元	金
山梨	一三、一六二		一三、一六二			
静岡	二二、九四七		二二、九四七			
千葉	三四、九九九		三四、九九九			
埼玉	一三、九六〇		一三、九六〇			
神奈川	三七、九七三		三七、九七三			
東京	三九、〇七八		三九、〇七八			
計	一四一、一三六		一四一、一三六			

二、藏省預金部貸付金

府縣名	償還額		五年年度豫算計上額		豫算計上未済額	
	元	金	元	金	元	金
山梨						
静岡	二〇、二〇〇		二〇、二〇〇			
千葉						
埼玉	二四、〇〇〇		二四、〇〇〇			
神奈川						
東京						
計	四四、二〇〇		四四、二〇〇			

備考

神奈川縣ニ於テハ利子ノ償還財源ヲ國庫ヨリ從來通補給アルモノトシ全額歳入ニ計上セリ

八九、三五〇



東京府震災貸付金償還額郡市経済別調

一、國庫貸付金

1. 市部

元金 二一、六四三、一七〇

利子 六五九、五〇八、六〇〇

計 八七、一五一、七七〇

2. 郡部

元金 一七九、一五五、三九〇

利子 五五八、二七二、三四〇

計 七三、七、四二七、七三〇

二、大藏省預金部貸付金

1. 市部 一四九、八七一、〇〇〇 (利子)

2. 郡部 五三、〇九三、〇〇〇 (利子)

昭和五年度農災貸付金償還額調(市町村転貸分)  
 一國庫貸付金

府縣名	償還予定額		府縣予算計上額		全上未済額	
	元金	利子	元金	利子	元金	利子
東京	五七〇〇	一七六六四			六七〇〇	一七六六四
神奈川	二〇四九四七	六四七三二			二〇四九四七	六四七三二
埼玉	六五二	二〇九〇	六五二	二〇九〇		
千葉	四二七四	一三二四二	四二七四	一三二四二		
静岡	三三三五	九八三二	三三三五	九八三二		
山梨	一四七八	四六三七	一四七八	四六三七		
合計	二〇四九四七	六四七三二	二〇四九四七	六四七三二	二〇四九四七	六四七三二

一都道  
一都府

六 大蔵省預金部貸付金

府縣名	償還予定額		府縣予算計上額		全上未済額	
	元金	利子	元金	利子	元金	利子
東京	九〇〇〇	九一五三八			九〇〇〇	九一五三八
神奈川	一三〇〇〇	二二七八〇	一七〇〇六八	一七〇〇六八	一三〇〇〇	四一七一二
埼玉	一〇三〇〇	二〇五九	一〇三〇九	二〇五九		
合計	二二三〇〇	一一一五九	二七〇一三六	二七〇一三六	二二三〇〇	一一一五九

府縣名	償還予定額		府縣予算計上額		全上未済額	
	元金	利子	元金	利子	元金	利子
千葉		三七〇三二		三七〇三二		三七〇三二
静岡	一八七〇〇	一八三九一	一八七〇〇	一八三九一		
山梨	五二〇〇	三〇五八	五二〇〇	三〇五八		
合計	一八七〇〇	三七〇三二	一八七〇〇	三七〇三二		

合計 二七〇一三六  
 元金 二二三〇〇  
 利子 一一一五九

震災貸付金償還調(昭和四年度分)昭和五、六、四現在

一 國庫貸付金

東京府 府町村共償還未済

東京市 償還未済

神奈川県 縣町村共償還未済

横濱市 償還未済

埼玉縣 縣償還済 町村償還未済

千葉縣 同

静岡縣 同

山梨縣 縣及町村共償還済

二 大藏省預金全部資金

東京府 府償還済 町村償還未済

東京市 償還済

神奈川県 縣町村共償還未済

横濱市 償還未済

埼玉縣 縣償還済 町村償還未済

千葉縣 縣 町村共償還済

静岡縣 縣償還済 町村償還未済

山梨縣 縣 町村共償還済





東京府及神奈川県三國稅附加稅及特別地稅增收見込額調

東京府		神奈川県	
人市部		人市部	
地租附加稅	宅地 二二一、二六〇〇 其他 三〇〇	宅地 二二一、二六〇〇 其他 三〇〇	増収額
營業收益稅附加稅	三七八、一五〇〇	三七八、一五〇〇	増収額
所得稅附加稅	二六六、三九一〇	二六六、三九一〇	増収額
計			
又 郡部			
地租附加稅	宅地 四六六、八〇〇 其他 四四二、一〇〇	宅地 四六六、八〇〇 其他 四四二、一〇〇	増収額
營業收益稅附加稅	一、二一六、五〇〇	一、二一六、五〇〇	増収額
所得稅附加稅	八、九四八、二〇〇	八、九四八、二〇〇	増収額
特別地稅	一、二二五、八〇〇	一、二二五、八〇〇	増収額
計			

昭和五年年度課稅標準  
全國平均課稅率  
増収額  
別表外  
増収額

神奈川県		合計	
地租附加稅	宅地 二八三、七〇〇 其他 六一七、八〇〇	宅地 二八三、七〇〇 其他 六一七、八〇〇	増収額
營業收益稅附加稅	一七二、三三〇	一七二、三三〇	増収額
所得稅附加稅	四、五二六、三〇〇	四、五二六、三〇〇	増収額
特別地稅	六一三、〇一〇	六一三、〇一〇	増収額
計			



昭和五年度東京府外五縣三國稅附加税及特別地稅課率請

府縣名	東京		山梨	静岡	千葉	埼玉	神奈川	郡部	市部	宅地 地租 附加税	其 他 附加税	營業 附加 稅	所得 附加 稅	特別 地稅
	郡部	市部												
	(三四〇)	(二二五)	五七二	五〇八	四九四	五五二	四六九 (二〇)	(三四〇)	(二二五)	一三九八	二二四〇	五九六 (三二)	三三一	五
	(二二五)	(八三五)	一三九八	二二四〇	二二〇六	一三四八	二二四五 (二〇)	(八三五)	(二二五)	一三九八	二二四〇	五九六 (三二)	三三一	五
	(三二〇)	(三二〇)	六九〇	六一二	五九六	六六六	五九六 (三二)	(三二〇)	(三二〇)	六九〇	六一二	五九六 (三二)	三三一	五
	一〇六	一〇六	四五〇	三五八	三四八	三九〇	三三一	二四〇	二四〇	四五〇	三五八	三九〇	二四〇	三三
			五五	六三	五四	六一	六一	(三七五)						

備考 括弧内ノ数字ハ都市計畫特別稅ノ課率ナリ



昭和五年 神奈川縣 稅收入豫算額 續

種別	東京府		
	市	郡	村
地租附加稅	七八六五三	五二五六五	一〇二八四二〇
(全都市計畫特別稅)	二八九一	一一三六一	一三四〇五
營業收益稅附加稅	一三九九一五五	四九八七六五	九七五〇四三
(全都市計畫特別稅)	八三一九三〇	二六七六三〇	三六一八九
所得稅附加稅	二八二二七四四	二一四七五五八	二四九九一一〇
取引所營業稅附加稅	七一五五〇		四八〇〇
家屋稅	五四一八五八	二四六一四九	九九九三二〇
營業稅	九〇二一七六	五九九七五二	三六九八九六
種別稅	二五三六六八一	二四二六三八一	二〇八七七八八
特別地稅		四四九八四	一〇八六三五

全都市計畫特別稅		六〇七九	
營業稅附加稅		九〇四六九七五	七〇八六二二
合計	一〇一八二七三九		六

契

玉地局 5.7.11 地

五庶發第九四七八號

昭和五年七月十日

細川 瑜 玉 縣 知 事

次 田 内務省地方局長殿

償還金ノ拂込ニ關スル件

徴テ延滞中ニ係ル左記償還金本日日本銀行へ拂込ヲ了シ候ニ付御了知相成  
度及報告候也

記

一 震災轉貸資金借入元額貳拾貳萬六千圓ノ分

償還元金五、一〇〇圓〇〇〇 三月一日拂込スヘキ延滞分

支拂利子五、二九九圓二〇〇 同

埼玉縣

31

裏面白紙

延滞利子八七圓八五〇

延滞元金五、一〇〇圓ニ對スル三月二日ヨリ七月十日ニ至ル百廿一日分利率年四分八厘

計 一〇、四八七圓〇五〇

一、中小商工業者運轉資金借入元額百拾壹萬五千五百圓ノ分

償還元金一九二、二〇〇圓〇〇〇

支拂利子 二、三八四圓八五〇

四月十九日拂込ムヘキ廿九萬二千二百圓中五月廿二日拾萬圓拂込シタル殘四月二十日ヨリ七月十日ニ至ル八十二日分利率五分五厘

計 一九四、五八四圓八五〇

合計金 二〇五、〇七一圓九〇〇

二 地方局長

四五ノ七、四

33

供用覧候

地方局長

財政課長  
行政課長

統發第五一號

内務書記官

昭和五年七月三日

内務大臣官房文書課長

地方局長殿



統計主任官會議ニ関スル件

第三回地方統計主任官會議ニ於テ多ク、主任官  
ヨリ開陳セラレ主任全部、意見ト認メラルヘキモノ、  
議事概要別紙、通ニ付却參考迄ニ及送附候



第一内務本省ニ於ケル統計事務統一ニ関スル件

(一) 統計課設置

現在本省ニ於ケル統計機關ハ歸一スル所ナク官房  
文書課ニ統計掛アルノ外各局課夫々固有ノ統計  
機關ヲ擁スル状勢ナリ、如斯各種統計機關分  
立ノ結果左ノ如キ欠点アリ

イ、統計事務ノ整備改善ヲ期スル能ハス從テ省統  
計ニ權威ナシ且ツ施政ノ基礎的資料タル統計  
報告ヲ迅速ニ提出スルコトヲ得ス

ロ、編纂方法重複ノ結果非能率的且ツ非合  
的ナリ

ハ、地方廳統計事務ト、連絡圓滑ヲ缺キ資料ノ  
蒐集集敏速ヲ缺ク

ニ、資源調査事務ノ遂行上迅速ヲ缺ク

ホ、地方廳對スル統計事務ノ指揮監督ノ完  
期シ得サルト共ニ地方統計事務ノ整理改善  
ヲ充分ニ期シ得ス

故ニ百モ早ク本省ニ統計課ヲ設置シ統計事務  
ヲ統一セラシムコトヲ希望ス、是レ同時ニ地方廳ニ於テ  
統計事務ノ改善統一ノ最大原動力タルヘシ

(二) 統計的調査事務連絡統一

省内ニ於ケル調査事務不統一、爲メ各局相互ニ於テ  
地方廳ニ對シ重複セル事項、調査ヲ命セラル、エトアリ  
又統計トシテ無意味無價値ナル統計ノ調査ヲ徴  
セラル、フトアリ故ニ本省ニ於テ命セラル、統計的調査  
事項ニ付テハ全般ニ亘リ文書課ニ合議セシメラル、  
方法ヲ講シ統一セラレタシ

## 第二地方統計官設置ニ関スル件

現在地方廳ニ於ケル統計事務ノ内容ハ産業統  
計ノ外内閣諸統計、内務統計、文部統計、司  
法統計其、他各省關係ノ統計アリ更ニ最近  
新ニ資源統計ヲ加ヘラレタリ此、如ク地方廳ニ於

ケル統計事務ハ其ノ大部分カ國家事務タル統計  
事務ナルノミナラス其ノ内容ハ國家行政ノ全般ニ亘  
リ愈々複雑多岐ヲ極メ而シ其ノ重要ハ益々程  
度ヲ加フルニ至レリ、然ルニ現在ノ職制ハ産業職  
員制ニ依ル統計主事、統計主事補ニシテ産業  
統計ノミニ專従スル職員制ナルヲ以テ實際ノ事  
務ト職制トハ相應セサル感アルノミナラス其ノ地位ノ  
付遇官吏シルニ違キサルハ職責ノ重要ナルニ照シ相  
當ナラサルノ憾アリ宜シク地方統計官ヲ設置シ  
地方廳ニ於ケル統計事務ヲ掌ラシメラレハコトヲ  
計シテス

互ニ於テ  
ストアリ  
調査ヲ徴  
的調査  
シメラル、

産業系統  
統計司  
最近  
廳ニ於

タル統計  
生産量  
益ニ程  
産業系統  
除ノ事  
地位ノ  
相  
置  
ハコト

後地方統計主任代表者ヨリ前回ニ於ケ  
其ニ  
意見開陳アリタルモノ

参照

地方産業職員制(大正十四年三月三日勅令第四三號)

第三項

産業統計ニ関スル事務ニ従事スル者

地方統計主事(兼任待遇)

統計主事補 (兼任待遇)

### 第三資源調査事務ニ関スル件

先般ノ通牒ニ基キ地方廳ニ於ケル本事務ハ統計課ニ所屬セラレ從ワテ調査事項ニ一級ノ増加ヲ來レ申ハ専門的技術ニ涉ル事項モアリ故ニ増々

必要ヲ生シタル爲從ラ地方廳ニ於ケル經費モ自然膨張ヲキタル從來ノ豫算ヲ以テハ之カミハ到底不可能トナルニ至レリ故ニ本調査ニ對シ經費ヲ増加セラル様御配慮ヲ乞フ尙本調査ニ要スル一定用紙ヲ印刷シ交付方取計ハレ度



月送受及號 台  
 第 第 第 第 第 第  
 號 號 號 號 號 號  
 送受 送受 送受 送受 送受 送受  
 日 日 日 日 日 日  
 日 日 日 日 日 日



日付付受及警局管主



案起 昭和五年五月廿日

地方局長

財界課長

村政課長

事

午 月 日

地方局長

内閣統計局局長宛

国庫引替務ヲ受クテ有ク官更ニ付シ

旅費支給方注進加算案ニ関スル件

本月十日局宛第一五三號ノ以テ標記ノ件甲

越ノ次第ニ有ク本年内施行セシメテ国勢調査

昭五地局発第七四號 昭五六二

丙午五月二十九日

主任

裏面あり



地 74 既

局發第一五三號

昭和五年五月十六日

内閣統計局長 長谷川 赴

内務省地方局長 次 田 大三郎 殿



國庫ヨリ俸給ヲ受クル府縣官吏ニ對シ  
旅費支給方竝追加豫算ニ關スル件

本年施行セラルヘキ國勢調査並勞働統計實地調査ニ關シテハ種々御配慮  
ヲ蒙リ居候處地方廳ニ於テハ之等調査ハ相當大規模ノ調査タル關係上且  
又本調査ニ附帶シテ各種ノ調査施行セラルヘキニ依リ市町村ノ指導訓練  
等ニ勞調査地方事務處理ノ爲自然國費支辨ノ官吏ノ出張ヲ要スル場合不  
尠カラサルヘシト被存候モ右ハ勅令ノ規程ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ經ル  
コトニ相成居候ニ付府縣ヨリ之カ許可ヲ申請アリタル場合成ルヘク速ニ

内 閣

インク用紙

裏面白紙

御許可相成様御配慮相煩度

尙府縣ニ於テ追加豫算ヲ提案スルニ當リ五千圓以上ノモノニ對シテハ貴省ノ承認ヲ要スル趣ナル處本局ヨリ交付スヘキ地方交付金ハ本年度豫算ニ屬シ最近其ノ配當額ヲ決定シ又關係法令ハ昨年末之カ公布ヲ見タル次第ニシテ從テ本調査ノ地方豫算ハ一般ニ週レ各府縣共恐ラク追加豫算ニ依ルヘキヲ以テ調査ニ餘日少キ今日其特種ナル性質ニ鑑ミ右ノ承認ヲ得ルコトヲ要セサル様之亦御配意相煩度

右ハ府縣ノ要望特ニ切ナルモノアル次第ニモ有之此及依頼候

内  
閣

四  
分  
地  
二

昭  
五  
ノ  
三  
ノ  
一  
四

40

裏  
面  
白  
紙

道二普連合第九三〇號

昭和五年三月十三日

外務次官 吉田 茂

内務次官 潮 惠之輔 殿

継育市ノ財政ニ關スル件

本件ニ關シ在継育澤田總領事ヨリ別添寫ノ進報告ノ次第アリタルニ

付右御參考迄ニ送付ス

本信送付先 東京、横浜、京都、大阪、神戶、名古屋、市役所  
及東京市政調査会

外 又 財  
31



紐育市財政監査役 Charles W. Berry ハ「シカイ」「ベルリン」兩市

財政難ノ報セララル折柄二月六日報告書ヲ發表シ紐育市ハ財政上頗ル健全ナリトテ紐育市ノ有スル財政上ノ特權、其法制上ノ保障及財政機關ノ優秀ナル組織ニヨル所以ヲ説キ當市ハ決シテ破産ノ惧等ナシト述ヘ

紐育市豫算ハ

- 一九二六年 四億三千七百萬弗
- 一九二七年 四億七千四百八十九萬三千弗
- 一九二八年 五億一千二百五十二萬八千八百三十一弗
- 一九二九年 五億三千八百九十二萬八千六百九十七弗
- 一九三〇年 五億六千四百七十七萬三千二百五十二弗

ニシテ逐年増加シツツアリ而モ課税以外ノ一般收入ノ増加大ナルタ  
メ課税ニヨル收入ハ夫レ自体増加シアルモ其全收入ニ對スル割合ハ  
減少シ一九二六年ニ於ケル稅收入ハ全收入ノ三割五分ナリシニ一九  
二九年ハ二割二分ニ減シ又稅率モ漸減シ一九二二年ニハ百弗ニツキ  
二弗七十四仙ナリシニ一九二九年ニハ二弗五十五仙トナレリ  
殊ニ現在市ハ減債基金富裕ニシテ三千六百萬弗ノ剩餘ヲ生シ又一九  
二七年十一月八日紐育州法改正ノ結果紐育市ニ許可セラレタル地下  
鐵道改善資金三億弗ノ殘余約一億ヲ起債シ得ル外更ニ三億五千萬弗  
ヲ限度トシ收入増加ヲ來スヘキ事業ニ充當センカ爲起債スルコトヲ  
得ルコト其他三區連絡橋梁、三十八丁目自動車「トンネル」、「ブ  
ルツクリン、リツチモンド、トンネル」建設ニ要スル費用約一億九

千六百萬弗中八百萬弗ハ既ニ市會ノ協贊ヲ經居レルコト等ヲ擧ケ市  
財政ノ確實ナルヲ説明シ市ハ未タ貸テ債務償却又ハ利子支拂ニ付猶  
豫ヲ求メタルコトナシ云々ト報告セリ



二 外局白五八

昭五ノ四ノ二三

裏面白紙

44

通二普通合第一四七〇號

昭和五年四月二十二日

外務省通商局長 武 官 敬

内務省地方局長 次 田 大 三 郎 殿

伊國町村入市税廢止ニ關スル件

本件ニ關シ今般在未蘭井上領事ヨリ別添寫ノ通報告越シタルニ付右  
御參考迄送付ス



賤

62 呈

地局

記録受

別紙添付



外務省

4 12 +

公第五九號

昭和五年三月二十七日

在米關領事 井上靜一

外務大臣 男爵幣原喜重郎殿

伊國町村入市稅廢止ニ關スル件

伊國ニ於ケル町村入市稅ハ年額二十億利ノ巨額ニ達シ居タル處近來之レカ全廢論漸ク高マリ「フアシスタ」政府モ遂ニ之カ全廢ヲ決意シ三月二十三日附官報ヲ以テ入市稅廢止及消費稅新設ニ關スル緊急勅令（第一四一號）ヲ公布シタリ  
右勅令ノ要點次ノ通り

（一）從來伊國町村ニ行ハレ居タル稅關障壁（閉鎖市町村ノ周圍ハ墾又

外務省

ハ鐵條網ヲ以テ圍ヒタリ）ヲ撤廢ス（一九三〇年四月一日ヨリ）

（二）市町村入市税ヲ廢止ス（一九三〇年四月一日ヨリ）

（三）一九三〇年四月一日以降左記少數ノ物品ニ對シ消費税ヲ課ス

酒類、麥酒、食卓用鑛水、瓦斯性飲料水、肉類、建築材料、瓦斯  
電力

（四）入市税ヲ失ヒタル町村ノ財政收入減ヲ補フ爲メ前記消費税率ハ従  
來ノ入市税率ヨリ之レヲ高ムルコトヲ得

（五）政府ハ前項ノ處置ヲ執ルモ尙財政難ノ町村ニ對シテ當分ノ間補助  
金ヲ與フ

（六）政府ハ此際各町村ノ支出減少ヲ慫慂シ尙ソレニテモ財政難ノ町村  
ニ對シテハ町村税ノ増加ヲ認ムルコトアルヘシ

右報告ス

外務省

412 十

47

裏面白紙



通二普通合第一五四五號

昭和五年四月三十日

外務省通商局長 武 富 敬

内務省地方局長 大 田 大 三 郎 殿

伊國ニ於ケル入市税ノ廢止ト消費税ノ制定及物價ノ下落ニ關スル件

伊國ニ於ケル入市税ノ全廢ニ關シテハ四月二十二日附通二普通合第一四七〇號ヲ以テ申進置タル處今般在伊吉澤代理大使ヨリ入市税ノ廢止ト消費税ノ制定ニ付在末爾井上領事ヨリ入市税ノ廢止ト物價ノ下落ニ付夫々報告ノ次第アリタルニ付右寫御参考迄一括送付ス

別紙添付

裏面白紙

外務省

4.12 +

裏面白紙

伊國ニ於ケル諸市町村カ其財源増加ノ爲入市税關境ヲ設ケ入市税ヲ徵收シタルハ既ニ伊國建國以來ノコトナリ

當初入市税ハ少數ノ物品ニノミ課セラレタルモ本税ハ市町村豫算缺損補填上好都合ナル方法トシテ利用セラレ爾來課税品目數ヲ増加シテ今ヤ數百ニ及ヒ國家關稅表品目數ト伯仲スルノ有様ナリ加之入市

外務省

税關境界及入市税ハ其組織等余リニ複雑ニシテ徴收上ノ諸費用多ク又支拂方法繁雜等ノ缺點アリ尙又生活費ヲ高ムルコト、商業ノ自由ヲ減殺スルコト、工業ノ發展ヲ阻害スルコト、公衆及物資ノ移動ヲ妨害スルコト、市町村ノ發展ヲ阻止スルコト等數多ノ好マシカラサル諸缺點アリタルニモ不拘今日迄長ラク實施セラレ來レリ然ル所今回「フアシスタ」政府ハ之等入市税關境界並入市税ヲ廢止シテ之ニ代フルニ消費税ヲ制定シタルカ之ハ日下特別委員會ノ研究中ナル市町村納税制度ノ一般的改正ノ前提ナリト云ハレ尙本措置ハ當國政府カ諸外國ノ例ニ徵シテ對人直接税ヲ以テ入市税ニ代フルコトハ不便不都合不尠トノ見解ニ出テタルモノナリ即チ斯ル方法ヲ踏襲シ得タル國トシテハ僅ニ英吉利、「サクメン」及瑞西ノ數國アル

ニ過キスシテ和蘭ハ該方法ヲ採用シタルモ間モナク各市町村ハ間接消費税ヲ再ヒ採用スルコトナリ又白耳義ハ間接消費税ヲ増額シテ本件改正ヲ實行シタル等ノ實例アリ加之最近ノ統計ニ見ルニ當國ニ於ケル入市税ハ二十億利以上ノ財源ヲ供スルカスル莫大ノ金額ヲ總テ對人直接税ヨリ得ルコトハ不可能トスルトコロニシテ尙又入市税關境界廢止ヨリ對人直接税制度ニ轉換スルニ先立チ一時過渡期ヲ設ケテ消費税ヲ活用スルノ必要アリトノ見解ヨリシテ消費税ノ設定ヲ見タル次第ニシテ即チ前記緊急勅令第一條ヲ以テ一九三〇年四月一日以來當國ニ於ケル入市税適用市町村ノ入市税關境界ヲ廢止シ且全市町村ニ亘リ入市税ヲ廢止スヘキ旨ヲ規定シ又第二條ヲ以テ市町村ハ次ニ別記シタル數品目ニ付テノミ消費税ヲ課スルコトヲ得ルコト



ト  
セ  
リ

外  
務  
省

4.12 +

52

裏  
面  
白  
紙

一、飲料 葡萄酒及「アルコール」性

二、麥酒

三、食卓用鑑水及炭酸水

四、肉類

五、建築材料

六、燈火用瓦斯及電力

之等課税徴收ハ入市税等廢止ノ結果入市税關境界ノ方法ニ依ルコト  
 ナク當國全市町村ニ於テ一律ニ適用セラルベキ他ノ方法ニ依ルコト  
 トナル爲今後ハ現在ノ「獨立市町村」(入市税適用市町村)「自由  
 市町村」(入市税不適用市町村)等ノ區別無キニ至ルヘシ  
 消費税課税品目ニ付注意スベキ點トシテハ品數ノ僅少ナルコト而モ

外務省

是等諸品ハ消費ノ範圍廣キモ必需品ニアラサルコト等ヲ舉グベキカ  
特ニ葡萄酒ノ課税ニ付テハ本改正上重要性アルモノト一般ニ認メラ  
ルルトコロナリ則チ(一)本品ハ前記ノ如ク必需品ニ非ザルモ消費範圍  
大ナルコト(二)近年當國ニ於ケル葡萄酒醸造業ノ不況ニ鑑ミ是等醸造  
業者ノ負擔ナリシ生産課税カ最近廢止セラレタルガ今回純然タル消  
費税ガ適用セラルルコトトナリタルコト(三)食卓用葡萄酒、輸出葡萄  
酒並蒸溜用及製醋用葡萄酒等ニ對シテハ免税シタルコト等ノ諸點ヲ  
綜合考察スレバ「フア シスタ」政府ノ社會政策ノ實現ト見ルコトヲ  
得ヘシ

本改正ニ次デ從來ノ獨立市町村ハ其收入ニ於テ多額ヲ失フ結果トナ  
ルベキカ之ガ救済策トシテ

一、今日迄國庫收入ナリシ葡萄酒性及「アルコール」性飲料並麥酒附加  
税ハ前記消費税ト併セ依然徴收セラルルモ同附加税ハ獨立市町村  
財政補助資金ニ拂込マルコト

二、獨立市町村ハ肉類、建築材料、燈火用瓦斯及電力等ノ消費税割合  
ヲ引上ゲルコトヲ得

等ノ恩典的條項ヲ規定セリ

新税適用上市町村ヲ次ノ四等級ニ分類シ消費税割合ヲ大都會ニ高ク

小都會ニ低クセリ

- 一等A 人口二十萬以上ノモノ
- 一等B 自十萬一人至二十萬人
- 一等C 自六萬一人至十萬人



二等	自四萬一人至六萬人
三等	自一萬一人至四萬人
四等	一萬人以下

外務省

412-7

56

裏面白紙

尚又本緊急勅令中留意スヘキハ消費税ニ對シテ次ノ免税ヲ認メタル  
コトナリ

一 諸元首、外國首相、諸親王、外國大使館長ニ宛テタルモノ

ニ 使節長及伊等在勤ヲ命セラレ正式ニ當國外務省へ通告シタル外交

團員（參事官、書記官、陸海空軍武官及商務官）ニ宛テタルモノ但

シ相互主義ニ依ル

三 鐵道用材

四 郵便電信電話事務用品

五 食糧品ヲ除キ國家行政官廳及赤十字社行政部ニ宛テタルモノ

六 慈善等ノ團體及協會カ其收容者ニ無償分配スル爲購求スル飲料物

七 政府、縣、市町村所屬ノ公衆地燈火用瓦斯及電力

ハ地方ノ習慣ニ依リ自給以外ニ勞農者ニ供セラルル葡萄酒類

ハ葡萄酒生産者及其家族ノ消費スヘキ葡萄酒

一〇生産者及卸商ニ依ル對外輸出及伊國植民地移出又ハ蒸溜用或ハ

製醋用トシテ工場ニ送付セラルル葡萄酒

一〇不純「アルコール」

一一外國輸出用及軍隊糧食用ニ當テラルル肉類

一二假建築用材

一三修繕用材

外務省

+ 12 +

當國入市税關境界並入市税設定ヨリ今回ノ廢止ニ至ルマテノ經緯及同廢止ニ關スル緊急勅令ノ要領ハ前流シタル如クナルカ本緊急勅令公布以來當國各地新聞ハ連日大々的ニ論評的記事ヲ掲ケ居ルトコロ之ヲ綜合スルニ大体次ノ四點ヲ推賞評論スルモノト云フヲ得ヘシ

一入市税等廢止問題ハ既ニ三十有五年來ノ懸案ナルトコロ今日之カ實現ヲ見タルカ之レ實ニ「フアシスタ」政府ノ英斷ニシテ其從來政行シタル大改革ノ一トモ云フヘキナリ

ニ本改革ニ依リ國家經濟ノ統一ヲ期スルコトヲ得

三本改正ノ結果伊國各地間ノ取引ヲ自由ニ且迅速ナラシムルコトヲ得  
ル外  
\*當國農工業ノ發達ヲ促進スヘシ

四入市税ノ廢止ニ依リ消費者ノ租税上ノ負擔カ著シク輕減セララル



爲生活費一般ニ低減スヘシ

之等四點ノ内最後ノ問題ハ國民大多數ノ日常生活ト重大關係アルヲ以テ特ニ輿論ヲ喚起セリ

又右措置ニ伴ヒ少クトモ廢稅セラレタル品種ノ物價ハ當然下落スヘキモノナリ本點ニ關シ政府當局ハ町村當局ト協力シ本年四月一日ヨリ必ス物價引下ケヲ實行スヘク各商人ニ嚴達スルト共ニ之レニ必要ナル措置ヲ講シツツアリ

右ニ關シ當米蘭市ニ就キ調査セル結果左ノ如シ

從來未蘭市ハ入市稅收入年額一億八千萬利アリシ處明日（四月一日）ヨリ本稅廢止ト共ニ右ノ一割一分即チ約二千萬利ヲ減スヘシ

一方肉類酒類飲料礦水建築材料瓦斯電流等ニ對シテハ入市稅ハ廢止セルモ形ヲ變ヘテ消費稅ヲ課スヘクソノ稅率ハ從來ヨリモ一層増加セラルヘシ故ニ是等品種ノ物價ハ現在ヨリモ騰貴スルハ明カナルカ

右騰貴ト共ニ一般消費減ヲ招來スヘク茲ニ於テ商人側ハ一時騰貴セル是等物價ヲ再ヒ引<sub>下</sub>クルノ已ムナキニ至ルヘシ

又從來入市稅ノ目的物ナリシ次ノ諸品種ハ四月一日ヨリ今迄支拂ヒ居タル入市稅額丈ケハ値下セラルルニ至ルヘシソノ割合次ノ通り

生魚及冷凍魚 一匁ニ付 三十仙

油漬魚及燻製魚 六十仙

外務省

卵	・	十八仙
普通チース	一匁ニ付	四十仙
トマトソース	・	四十仙
小箱入チース	・	六十仙
油類	・	十五仙
生珈琲	・	一利二十仙
炒珈琲	・	一利五十仙
普通チヨコレイト	・	六十仙
ココア粉	・	四十八仙
鶏類	一羽	一利三十仙
鳩	・	六十仙

外務省

五二七

裏面白紙

裏面白紙

家鴨類	一羽	二利五十仙
七面鳥	一羽	五利
兎	一頭	三利五十仙
山鳥、雉子	一羽	六利
シギ、ウツラ、カモ	一羽	一利五十仙
蜂蜜	一甕	十五仙
マルメラータ	一	六十仙
乾無花果	一	三十五仙
普通ビスケット	一	六十仙
菓子類	一	一利五十仙
上等菓子類	一	二利四十仙

外務省

ナ 114

裏面白紙

野菜罐詰	六十仙
酢漬野菜	六十仙
麵粉類	四十仙
肉類エスキ	四利
茶、カビアー類	三利
石鹼類	一利五十仙
普通香水	二利
上等香水	三利
家具、臺所道具類	一「キンタル」ニ付 四十利
石上等品	六十利
鐵製道具	三十利

外務省

4.12 ナ

64

普通紙類	十八利
上等紙類	五十利
鉛類寫眞乾板	四十利
硝子陶器、土器類	二十利

尙商人側ニ於テハ既ニ入市税ヲ支拂ヒ今尙在庫品多數アレハ四月一日ヨリ直チニ値下實行ハ不可能ナリトノ口實ヲ設ケ抗議シ居ル向アリタルニ依リ市當局ハ一々在庫品ヲ調査シテ既ニ支拂ヒタル入市税ノ拂戻ヲナシ明一日ヨリ値下斷行ニ決定シタリ

右ハ單ニ當市ニ限ラス全國一様ノ現象ナリ

外務省

文部省

昭五ノ五ノ二〇

66

發普九三號

昭和五年五月十九日

文部次官 中川 健藏

内務次官 潮 惠之輔 殿

市町村義務教育費國庫支出金ニ關スル件

市町村義務教育費國庫負擔法第三條前段ニ依ル昭和五年度市町村交付金ノ配當基礎數トナリタル教員及兒童各一人當交付金並ニ同法第三條後段ニ依ル同年度町村ニ交付スヘキ教員及兒童各一人當交付金見込額ノ夫々左記ノ通ニ付御了知相成度

追テ参考ノ爲國庫支任金七千五百萬圓ノ場合ニ於ケル本文ノ各一人當交付金申添フ

文 部 省

4 5. 5. 20

裏面白紙

文 部 省

國庫支出金八千  
五百萬圓ノ場合  
（昭和五年年度適  
用ノ分）

國庫支出金七千  
五百萬圓ノ場合

法第三條<sup>前段</sup>ニ依ル交付金

教員一人當  
兒童一人當

壹千九百參拾九百四十七圓九

貳千九百七十四圓參百八十四圓貳拾五

法第三條<sup>後段</sup>ニ依ル交付金

教員一人當  
兒童一人當

六千九百參拾貳千六百四十四圓壹千五百五

壹千九百七十九圓九百六十七圓五

法第三條<sup>前段</sup>ニ依ル交付金

教員一人當  
兒童一人當

壹千五百四拾貳千八百八十七圓四

貳千四百六拾貳千四百四十五圓六

法第三條<sup>後段</sup>ニ依ル交付金

教員一人當  
兒童一人當

六千壹百四拾壹千七百七十八圓九百四

壹千四百五十八圓九百六十八圓九百壹拾貳

記

裏面白紙



市町村立尋常小學校教員數及就學児童數調 (昭和四年 六月一日現在)

道府縣	市	町	村	合計
北海道	1572	88593	7483	108635
青森	431	23126	3678	38085
岩手	160	7448	13791	21609
宮城	379	26937	14820	45736
秋田	123	5812	14448	20383
山形	356	17588	14087	35631
福島	356	16607	20653	38716
茨城	116	5647	20703	26466
栃木	303	15743	15445	32931
群馬	423	26444	14329	41196
千葉	88	4163	19964	24215
東京	408	19523	35607	49138
神奈川	172	9287	11096	21495
新潟	493	25684	25977	56654
富山	335	16364	9507	29276
石川	382	17177	8781	27130
福井	166	7780	7843	16369
山梨	196	7359	8575	17130
長野	436	20414	11310	35960
岐阜	272	14094	15135	30321

道府縣	市	町	村	合計
静岡	904	40831	5913	51728
愛知	615	12394	5272	19981
三重	406	17505	4022	21933
滋賀	82	3709	8617	12408
京都	1700	76237	9331	87568
大阪	5251	248364	13672	254787
奈良	123	10019	7542	18784
和歌山	276	4779	10902	15957
鳥取	179	8184	5973	14836
島根	112	4707	9393	14212
岡山	496	20156	14956	35108
広島	239	58793	17370	76032
山口	418	21151	12875	36184
徳島	187	9754	9071	19825
香川	252	11973	9273	22248
愛媛	411	19781	14447	34969
高知	179	9676	8383	19138
福岡	1834	95168	22066	118568
佐賀	105	5048	9049	14102
長門	733	38687	12889	53619
熊本	361	17061	17042	34103
大分	307	13302	11320	24622
宮崎	253	10777	9497	20274
鹿児島	332	16939	13715	30654
沖縄	271	10574	7721	18295
合計	34054	1630991	269422	1906967

昭五地局第三三號

昭和五年四月十二日

丙 海防

昭和五年五月廿八日

69

裏面あり

地方局長  
財探課長

回答 年 月 日

地方局長

台湾總督府内務局長宛

船ノ主名碇撃場ノ意義ニ関スル件回答

二月二十一日内地第五八八ノ號ノ三ノ以テ標記ノ件  
市警會柳女ハ知地方規ニ由テ法律施行規則  
并四條ノ所謂主名碇撃場トハ船舶航ノ本據



地局

八

日  
第  
受 送 受  
月 月 月  
日 日 日

地ノ指シタル者ニ而シテ之ヲ決定ス由ニテ之ヲ該  
 船舶ノ登着地内係其ノ他各種ノ果係的ニ之ヲ  
 又資料ニ之基中ニ之ヲ決定ス外無クト有ル  
 官ノ從來ノ條外ニ次ノ規定ニ依リ主知大臣  
 之於テ之ヲ決定ス方之ヲ無クシテ其ノ中ノ對如外  
 方

5.3.3  
 5.3.3  
 5.3.3

70

昭和五年一月二十二日

臺灣總督府内務局長 石 黒 英 彦

内務省地方局長 殿



内地第百八十八(三)號ノ三

船ノ上タニ從緊ノ意義ニ關スル件

臺灣州稅規ニ依ル雜種稅船稅稅課上參考一頁シ度條大正十五年十一月内務大藏省令地方稅ニ關スル法律施行規則第四條中一船ノ主タル從緊場一ナル用品ノ意查及主タル從緊場ノ所在ニ付認定ヲ爲シタル實例等承用致邊  
 右照會也

臺灣總督府

裏面白紙



臺灣總督府庶務局長石黒英彦

臺灣總督府用

71

在中物なし

裏面白紙

5.4.4  
23 16

地局



昭和五年三月二十日

臺灣總督府內務局長石黒英彦

內務省地方局長殿

内地第五八八〇號ノレ

船ノ主タル碇繫場ノ意義ニ関スル件

二月二十二日附内地第五八八〇號ノ三ヲ以テ照會致置矣首題ノ件至急以回答ニ預

右及照會矣也

臺灣總督府

北地局四

昭五、一、二一  
73

裏面あり

5.12  
4  
北地局

地方局長

財係課長

年 月 日

地方局長

北海道廳長官宛

家賃賃賃賃賃調査令ニ関スル件 回答

本月十一日内地局六八号ヲ以テ照会致シテ標記ノ

件ノ左記ノ通ニ有也

記

一家賃賃賃賃賃調査令ニ於ケル調査員トシテ同令

Grid of faint text for administrative use, including fields for date and recipient.

3 11



11月11日  
11月11日

乃ニ奉ルニ次ノ規之ニ依リ選舉ハシラレタル者ノ義ニシテ  
同令ヲ四十一奉ルニ次ハ市町村長ニシテ且ツ調査員  
ヲ兼ヌル場合ノ規之ニ有也

ニ選舉主事人、投票主事人及調査員ハ府県判  
事九十四奉ノ適用ヲ受ル存存ノ名譽職員ニアラ  
ズ

理由

多量賃賃價格調査人ヲ四十一條ヲ二條ハ市町村長  
 ニシテ調査員タル者ノ場合ノ規定ニシテ此ノ規定アルカ故ニ  
 直々ニ調査員トハ市町村長及多量賃稅調査員ノ二者ヲ  
 包含スル概念ト解スベキニテ 同令ニ調査員トハ  
 同令ヲ二條ヲ二條ニ依リ選舉セラルル者ノ義ナルヲ以テ  
 前記ノ如ク市町村長ニシテ調査員ヲ望ムル者ハ存スベキモ  
 市町村長タルカ故ニ当量調査員タルモノニテ 仍テ別案  
 第一條ノ通 同令ニ依リ  
 右ニ依リ 然令ヲ二條、三條、疑義ハ自ら分明スルヲ  
 以テ此ノ莫回答ノ要ナシ  
 然令ヲ四條ハ別ニ同令ニ存否ノ名譽、職トストノ規定  
 ナキヲ以テ当量存否ノ名譽、職ヲナリトハ解シ難キモ也

ニ要スル費用ハ存別ノ百ニ季ニ計測。中要費用トシテ  
上出ニ由ルベキ別ニ文後無也

家屋賃借価格調査令

第四十一条 調査委員ノ議ニ依リハ是半數ヲ以テ決ス可キ

全數ナルトキハ議々ノ決スル所ニ依ル

議長ハ之ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之ガ為調査

員トシテ議決ニ加ルノ権ヲ失ハス

第二十条 調査委員ノ市町村區域ニ於テ之ノ被選挙権アル者ニ就テ選舉人ニテ

第三十条 各市町村ノ區域ニ於テハ調査委員ノ之數左ノ如シ

- 一
- 二

第三十七条 調査委員ハ市町村内ノ各區ノ賃借価格ヲ調

査ス

調査委員ハ之ノ調査員中ヨリ第二区各區稅調

裏面あり

査員ヲ組織スベキ者ヲ選定スル

審判官九十四条 存続ハ其ノ役員名譽職等ヲ以テシテ

他名譽職員ノ職務ノ必要ナル時ニ於テ之ヲ充テシ

スルヲ得

審判官九十五条 存続ハ其ノ必要ナル時ニ於テ之ヲ充テシ

他名譽職員ノ職務ノ必要ナル時ニ於テ之ヲ充テシ

スルヲ得

北地局 4 賤

内地第六八號

昭和五年一月十一日

地方局長 殿

北海道廳長官 池田 秀



北海道廳

家屋賃貸價格調査令ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ左記事項疑義相生シ候以至急何分ノ指示相煩及

記

- 一 調査令ニ於テ調査員ト稱スルハ、同會第四十一條第二項ノ規定ニ依スルトキハ、市町村長及家屋稅調査員ノ二者ヲ包含スル觀念ト解スヘキモノナルヤ
- 二 果シテ然ラハ同會第三條ノ調査員ノ定義中ニハ市町村長ヲモ包含スヘキヲ以テ、右定義ヨリ一人ヲ除算シタル數一就キ調査員ノ選挙ヲ行フヘキモノナルヤ
- 三 又市町村長ハ同會第三十七條第二項ニ依リ第二次家屋稅調査委員ヲ組織スヘキ者タリ得ルモノト解スヘキヤ

裏面白紙

四  
回  
分  
會  
ニ  
放  
定  
ス  
ル  
選  
挙  
立  
會  
人  
、  
投  
票  
立  
會  
人  
及  
調  
査  
員  
ハ  
府  
縣  
制  
第  
九  
十  
四  
條  
ノ  
適  
用  
上  
府  
縣  
ノ  
名  
譽  
職  
員  
ト  
辨  
ス  
ヘ  
キ  
モ  
ノ  
ル  
ナ  
リ

北  
海  
道  
廳

裏  
面  
白  
紙

77

昭五北地局第二三九號

昭和五年十月四日

78

丙

施行

10月4日

昭和五年十月廿七日

主任

地政局長

事務課長

電報回答案

地政局長  
世田谷區長



無  
之

決算様式之関元電報出  
備ハ件  
シ障

事務官

裏面あり







Handwritten notes and a small rectangular stamp located below the circular stamp.

九月辛一日 雲報始會

Main body of handwritten text in vertical columns, discussing financial matters such as '五月辛一日附貴官通帳' and '基礎ノ揚'.

裏面白紙 (Back of white paper)

東徳島四五

昭五ノ三ノ一八

80

内

地方局長

財政課長

年 月 日 地方局長

東京府赤事宛

家屋調査員送與手続ニ関スル件

回答

三月七日午後五時四十六分 照会 標記ノ  
件一右ハ後説ノ通ト存ズ

理由



東徳島

裏面あり

本件何ノ要旨ハ 家屋賃貸賃税調査令第六條  
ノ送與等賃税者中 料率家屋一所有者ハ 送外  
ノ日ヨリハ 家屋税ヲ納ル者トシテ取扱フベキヤ 又ハ 送  
外ノ翌月ヨリハ 家屋税ヲ納ル者トシテ取扱フベキヤ  
ト謂フニ在リ  
本件ト全一何ニ計レ既ニ 徳島縣ニ 同旨ニシタル前例  
有之 本筆ノ通 固々付テ



平庶政第四六四號

昭和五年三月七日

東京府知事

内務省 地方局長 殿

家屋税調査員選舉權ニ關スル件

家屋賃賃價格調査令第六條ニ「家屋税ヲ納ムル者」トハ家屋税ヲ納ムル資格ヲ有スル者ニシテ快言スレハ家屋ノ建築工事ノ竣成又ハ家屋税ノ賦課ヲ受クヘキ事實發生スルコトニ依リテ足ルモノニシテ地方税ニ關スル法律施行勅令第三條第一項ノ規定ハ家屋税ノ賦課期日ヲ規定セルニ止マリ納税義務發生ハ同勅令第十五條第一項ノ營業税ノ規定ト同様竣成又ハ其ノ事實ノ發生ノ時ニ存シ此ニ於テ令第六條ニ該當スルモノト解スルヲ條理上相當ト被存候モ一説ニハ新築家屋

東京府

裏面白紙

ニ在リテハ竣成ノ翌月ヨリ家屋税ヲ賦課スルモノナルニ依リ賦課ノ  
月以前ニ在リテハ納税義務者ト云フヲ得ス從テ令第六條ニ所謂一家  
屋税ヲ納ムル者ニ該當セストノ説ヲ爲スモノ有之聊カ疑義相生候  
條至急御意見承知致度照會候也  
道ヲ名簿調製期日ハ三月六日現在ニ有之候

昭五東地司第五。

昭和五年四月十四日

83

裏面白紙



東地局

地方

財務課長

年月日 地方局長

東京府知事宛

家屋税調査員選定手続ニ関スル件回答  
三月廿七日午庶務第五九三号照会標記ノ  
件一右「租税滞納手分中ノ者」該当スル義ト  
存ス

Grid area for administrative use, containing faint text and stamps.

裏面あり

理由

家督才読人の当戸主ノ死七若クハ隠居ニ因リ当座  
 = 公位上ノ納税義務ヲ承継スルニハアヲサレトモ  
 且税徴収法ヲ四條ノ三ノ規之シ(市判)百三十五條所  
 行判)百三十一條 市判)町村判)令)百四十七條 市判)判)他  
 行)令)百三十八條)ニ依リ、(七)ノ納税義務ヲ有ス  
 從テ租税滞納)分)中)滞納者)死七若クハ隠居シタル)均  
 令)滞納者)ハ、(七)ノ才読人ニ對シ引續キ滞納)分)中)者)ナリト  
 認)説)シ)好)ル)以)テ)右)才読人ハ租税滞納)分)中)者)ナリト  
 謂)ハ)ザ)ル)ヲ)得)ス 而シテ)家督)遺)産)價)格)調)査)令)百)六)條)百)二  
 号)ニ)單)ニ)租)税)滞)納)分)中)者)ト)規)之)シ)別)ニ)除)外)規)定)  
 無)キ)ヲ)以)テ)本)條)ノ)通)回)答)ス)ル)コ)ト)ニ)付)テ  
 但)シ)斯)ク)解)ス)コ)ト)ニ)依)リ



一、古鏡人ハ古鏡開始等ニ在リテハ自己所有ノ高屋ヲ有シ  
送與權ヲ有シテリシニ不拘 古鏡ヲ開始セルカハ為ニ租稅  
滞納等分中者トシテ送與權ヲ有セサルニ至ル不合理的アリ

二、租稅滞納等分中ノ者ニ送與無資格トシテルハ公債上  
ノ義務ヲ履行セサルカキ者ニハ公債ヲ附與スルノ要ナレ  
トノ見地ヨリナルベシ

然リトスレバ右租稅滞納等分中者トハ滞納者夫レ自ラノ  
ミヲ持スラ至者トシセラテ送與者ニ及ボスハ酷ナル様アリ

然レトモ也等ハ將來ニ賙セタレ内務省ニテ理テ勅令ノ解秩ト  
シテハ本業ノ通 回答セサルヲ以テ存ス

裏面あり

相続税法

失

第四條 三 相続開始の場合に於てハ國稅、督促手数料

延滞金及滞納延滞分償ハ相続財團又ハ相続人ヨリ

之ヲ徵收ス但シ産主ノ死ニ以外ノ原因ニ依リタリ

繼承開始ノ時ニ於テハ被相続人ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

國籍喪失ニ因リ相続人トシテハ限立承認ヲ得タル相続人

、相続人トシテ得タル財産ノ限度トシテ國稅、督促手

數料、延滞金及滞納延滞分償ヲ納付スル義務ヲ有ス

第三十條 四 滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受

テ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セザレバ國稅滞納延

滞ノ例ニ依リ之ヲ延滞スヘシ

第十一條 四 滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令

ヲ受テ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セザレバ國稅滞

滞料

所付判

内 務 省

市町村裁判  
法令

滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分スヘシ

第四十條 相續開始ノ場合ニ於テハ市町村税、督促才  
敷料、滞納金及滞納処分費ハ相續財團ニハ相續人  
ヨリ之ヲ徴收スヘシ但シ戸主以外ノ原因ニ依リ家督相  
續 開始アリタルトキハ被相續人ヨリ之ヲ徴收スルニト  
ラザル

二 風俗喪失ニ因リ相續人ニハ限テ承認ヲ為サル相續  
人ハ相續ニ因リテ得タル財産ノ限度ニシテ市町村税  
督促才敷料、滞納金及滞納処分費ヲ納付スルニ奉  
務ヲ存ス

三 該ニ合併ノ場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル該ニ  
納付スヘキ市町村税、督促才敷料、滞納金及滞  
納処分費ハ合併後存続スル該ニ之ニ合併ニ因リ設立

内務省

并子判停  
令

シテ山陽(ヨ)之ヲ徵收スヘシ

第三十八條 市制町村制施行令第四十五條乃至第五十  
二條ノ規定ハ府縣税ノ賦課徵收ニ之ヲ準用ス

内務省

裏面白紙



東京府  
第12号

午庶發第九九三號

昭和五年三月廿七日

東京府知事

内務省 地方局長 殿

家屋調査員選挙権ニ關スル件

租税滞納處分中ノ滞納者ノ死亡シテクハ隱居ニ依リ相繼セル者ハ家屋賃貸  
價格調査令第六條第二號ノ租税滞納處分中ノ滞納者ニ該當スルヤ至急御音  
知致度此致無會候也



三二二(東府第)

東京府

裏面白紙

87

昭五東地局第九六號

昭和五年七月四日

88

丙

昭和五年七月四日

主任

地方局長

財務課長

年 月 日 地方局長

東京府赤十字會

租税ノ時致ニ關スル件回答

四月十八日午地局第九六号照会ノ標記

件由見込ノ通



Administrative form grid with columns for date, recipient, and sender, and a header area with the text '日付科受長郵局管主'.

裏面白紙

裏面あり

理由

本件ハ「市制町村制<sup>地方令</sup>」四十条ノ規之ニ依ル<sup>地方令</sup>決之  
 也ナルガ 賦課シ得ル租税ノ 时效モ 洋税事案ノ 生レ  
 タル時ヨリ起リスヘキヤレトノ 御岡系ノ 照会ニ付シ  
 見込ノ通レトノ 回答ヲ 答ヘタルニ付 右「洋税事  
 案」ノ 生レタル時トハ 本税決之ノ時ヲ 指ス義ナ  
 リヤトノ 照会ナリ。

御岡系ニ付スル 同答理由ニ 依レバ「附加税賦課  
 ニ關スル時效」ハ 附加税ヲ 賦課スヘキ 洋税事案ノ  
 發生タル時ヨリ起リスルモノト 認ムレトアリテ「洋  
 税事案」ノ 發生タル時トハ 何時ヲ 指スヤ、之ノ 意  
 義 明確ヲ 欠クモ、 勘クトモ 市制町村制ニ 付テ 附加  
 税ヲ 賦課スルニハ 本税決ノ 決之ヲ 要シ 本税決

ノ決之無キ以上附加税ハ之ヲ賦課スルニ由ナキ  
モノナリ 人ラ市制所お制後人令及四十条ノ協定  
ヲ按ルニ改ニ本税額ハ決之レ只寄合帳之ノ係  
統定之レセバ固係市町村ハ之ニ并シ附加税賦  
課ノ權利ヲ行使シ得ヘキヲ以テ、本税決之ノ時  
ヲ以テ賦課行ハスルモノト認ムルヲ要スルニ  
付本業ノ通 同 等 階 級



裏面あり

市制町制施行令第四十条

市町村の内分ニ於テ学業所ヲ設ケ学業ヲ爲ス者ニ  
シテ、シテ、其ノ学業所ニ於テ納メザル  
者ニ於テ附加税ヲ賦課セルトスルトキハ、市町村々ハ、内分  
市々子々町村々（町村々ニ於テ、シテ、其ノ内分ニ於テ納メザル  
者ノ内分税額ノ半額ヲ納ムルヘシ

市  
務  
省



在地方第二五〇号

昭和二年七月二十日

内務省地方局長

福田繁知事宛

租税ノ時効ニ関スル件

昨年十二月二十三日地方第四八九号ノヲ以テ御照会相成候標記ノ件ハ左記ノ如ク被存云

記

一 本税款ハ歩合決定前見込標準ニ依リ昨ハ税ヲ賦課スルハ不了無義ニ有之依ツテ時効中斷如何ノ向致ヲ生セス  
二 御見込ノ通ト存ス

裏面あり

理由

一 市町村間ニ於テ市税ノ賦課率合ヲ分別スル場合ニ於  
 ケル歩合ノ決定手續ハ法律ノ委任(市制百三條ノ次ニ  
 依リ市制此并制應リ令第四十條ニ於テ定ム)即チ  
 以ノ手續ヲ俟テ初メテ市町村ハ各其ノ附加税ヲ課  
 スルニ依リ市税額ヲ確定シ附加税ヲ課税ニ得ルニ至ル  
 之ノニシテ歩合決定前所謂見込標準一依リ一應心  
 賦課スルカ如キハ不可然義ト認め従ツテ時効中  
 断ノ如何ノ問題不生セザルモノト認め  
 一 次ニ附加税賦課ニ関スル時効ハ附加税ヲ賦課スルキ  
 課税事實ノ発生ニ先トキヨリ進行スルモノト認め  
 課税ノ実発生スルハ市町村ハ相當ノ手續ヲ経ハセ  
 二 對シ課税権ヲ行使スルコトヲ得ルモノニシテ以ノ時ヲ

以テ時効進行スルモノト認ムルコトハ時効ノ意義  
ニ適スルモノト認ム

92

裏面白紙

地第四八二一号

大正十五年十二月二十三日

内務省地才局長 敬  
福岡縣知事

租税ノ時効ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ左記ノ稟疑義有出候ニ付至  
急御回答相煩交

記

一市町村制施行令第四十條ノ附屬税ニシテ市税額ノ  
歩合決定前其ノ標記ニ依リ賦課シタル時ニ時効  
中斷ノ効カアリヤ  
二前項ノ歩合決定セサル為メ賦課ニ得サル租税ノ

裏面あり

時効又課税事實發生之各時より進出スルヤ





裏面白紙

昭和四年五月九日 第一號宣告 (其後各名者少打)

本件大正八年字乃玉大正十二年字ノ學業稅附加稅及所得稅附加稅カ昭和二年三月二十七日付又ハ今年前全月二十九日附ノ徵稅人ニ書ヲ以テ賦課セラレタルモノトハ查テ有テ爭テキテ其ノ實ニシテ何者制カ有テ爭テ行テ行法附則カ四段及旧字附法カ九條ニ依リ大正ハ八斗一斗ノ附カ稅ニ付テハ大正九年四月日又大正九年斗一斗ノ附カ稅ニ付テハ大正十年四月日又大正九年斗一斗ノ附カ稅ニ付テハ大正十年三月日又ハ大正十年三月日付ノ以テ附法カ之カトモト又是レハ在兩斗年分ノ本件條爭附カ稅ノ賦課ノ時該宣告既ニ付テカサレタルモノニシテ違法ナリ。

日 考 宣

裏面白紙

同令改正

十八條 政府ノ員債ニシテ此ノ仕振ノヘキ年分至道在  
内ニシテ主ク支出ノ請求者仕振ノ請求ヲ為  
サソルモノハ却情免除トシテ政府ハ此ノ義務ヲ免ルモノトス  
但シ特別ノ法律ヲ以テ却情免除ノ期限ヲ定メタルモノハ此  
ノ定ムル所ニ依ル。

十九條 政府ニ納ムヘキ金額ニシテ此ノ納ムヘキ年分至道在  
内ニシテ上納ノ告者ヲ受ケザルモノハ此ノ義務ヲ免ルモノ  
トス但シ特別ノ法律ヲ以テ却情免除ノ期限ヲ定メタルモノハ  
此ノ定ムル所ニ依ル。

内務省

裏面あり

権利ヲ行使し得ル時トハ、権利ヲ行使スルニ付テ法律上ノ障礙ノ  
在ル時ヲ指ス。 権利者ノ疾病不在ニテ、権利ヲ行使スルニ付  
テ、法律上ノ障礙生ズルモ、時効ノ進行ノ妨グ不ク、之ニ反シ、停止  
条件ニテ、始テ権利ヲ行使シ得ル条件ノ成就ニテ、始テ時効ノ到来  
スル時トモ、時効ハ、其ノ始テ起ルニ付シテ、(鳩山博士長論)

不確定時限ノ法律ニ於テモ、消滅時効ハ、其時限到来ノ  
時ヲ定メスヘク、債権者が時限ノ到来ヲ知ルト否ト、其時効ノ  
有セシメ、肉コトヲ争ヒサルモノトス。(大正四、三、二四大審院判決)

消滅時効進行ノ時、時効ノ本条ニ於テ規定ス、其大體ノ精  
神ハ、権利ハ、之レノ行使ニ由ル状態ニ在リ、其時効ノ行使セサル

民法 第 167 条

か故ニ情減ス 故ニ時致ノ起業上矣ハる則トシテ権利ノ分  
主ノ時ニ作スレテ行使シヨル時ニ在リトスルニ在リ(中多由博士  
釈義如則ハレ九)

情減時故ニ権利不行使ト云フニ其状態ヲ知テ要事トスル  
カ故ニ権利者ニ始テ権利ヲ行使スルニトテ作サル旨ハレ在リ  
始メサルニトス(香山博士註釈ニ卷之九三)

5.4.21  
96 號



午地發第(二)六號

昭和五年四月十八日

東京府知事

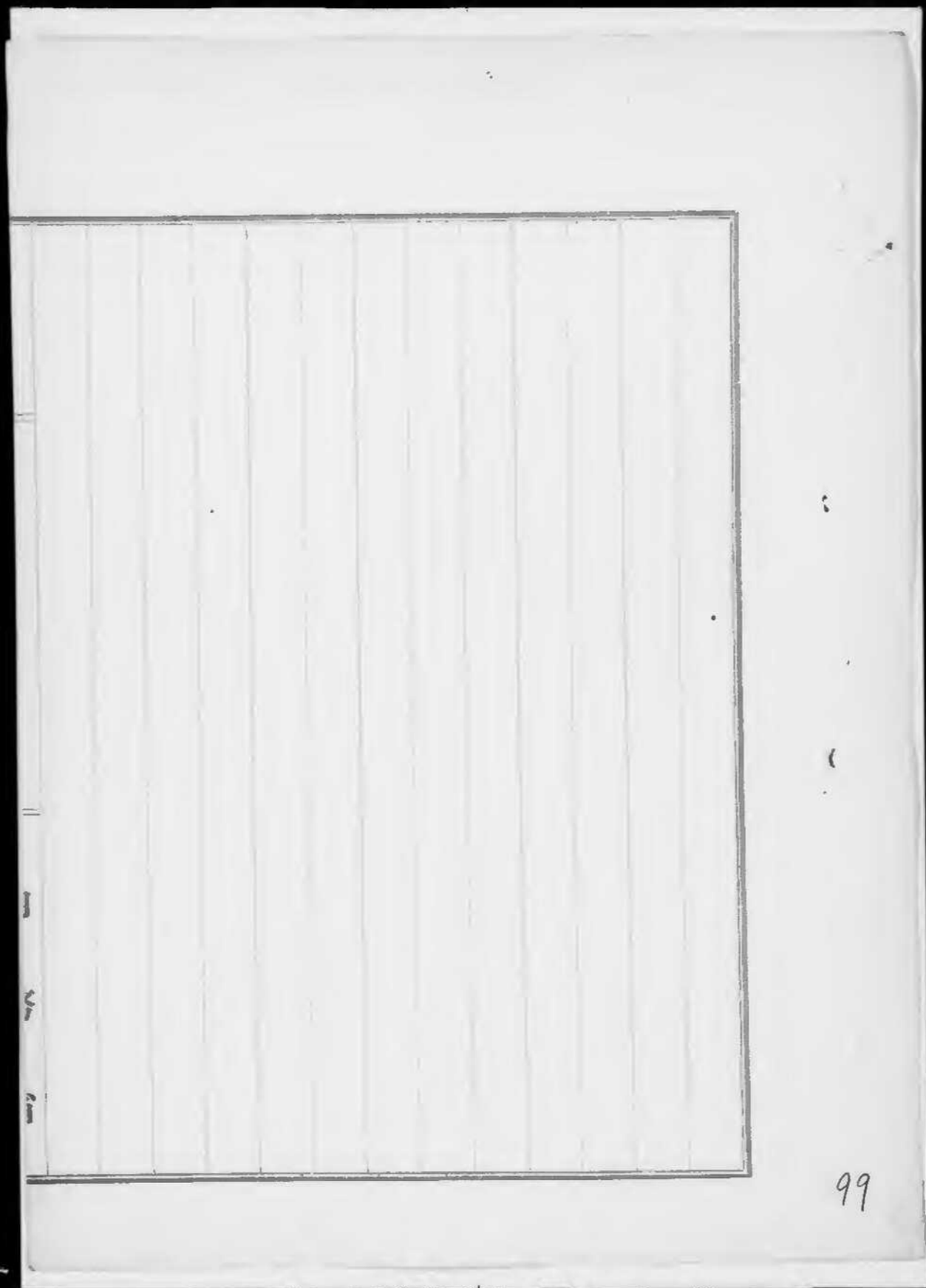
内務省 地方局長 殿

租税ノ時効ニ關スル件

標記ニ關シ大正十五年十二月廿三日付地第四八九二號ヲ以テ福岡縣知事ヨリ伺出有之候第(二)項一前項ノ都合決定セサル爲メ賦課シ得サル租税ノ時効モ賦課事目ノ生シル時ヨリ進行スヘキヤレニ對シ昭和二年七月廿日付丘地局第二五〇號ヲ以テ一併見込ノ進存スレトノ貴局ノ御同示有之候處右ノ課税事實ノ生シタルトキレトハ本稅決定ノ時ヲ指ス義ト飯存候モ辨カ疑義有之候條至急何分ノ御同示相煩度候

東京府

裏面白紙



裏面白紙

昭五東地司第一五八號

丙

車地局 主八

案起

施行

昭和五年七月十八日

昭五東地司第一五八號

100

裏面白紙

日付村受及警局管主							
月	送	受	及	號	局	議	合
第	第	第	第	第	第	第	第
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

地政局長  
 課長  
 車地局  
 主任

東京府知事宛  
 府令又市町村ノ政務ニ関スル規定  
 附正ニ答タル通一併  
 六月二十三日午會  
 以テ所定ノ會  
 標記ノ件  
 考之他レ過年  
 中規制定ニ付  
 才例第一号  
 一調事ヲモテ  
 行

東地局



午會發第九五八號

昭和五年六月二十三日

東京

内務省地方局御中



東京府

府縣制及市町村ノ財務ニ關スル規定改正ニ付通牒ノ件照會  
本月二十日内務省發地第五四號ヲ以テ標記ノ件御通牒相成候處本府  
歳入決算説明ノ備考欄記載ニ付テハ左ノ通取扱フコトニ致度候條豫  
メ御承諾ヲ得度

以上

裏面白紙

101



歳入決算説明、備考欄記載ニ付テ

種別 記載例

率

由

府税 別紙様式五号、調書 賦課率約百二十種トレ内約百種ニ付テ、月割又ハ日割、ヨロモノノ多ク爲ニ種ノ備考ヲ記載スルニ中一様長ニ種ノ記載欄ニ五行乃至四百行ヲ要スルニ由ル(概由)

物品賣拂代 要點ノ記載スルニト (記載例ヲ三ノ) 物品賣拂ノ税ニ付テ、種ノ記載欄ニ五行ト付定シ七千五百行ヲ要スルニ由ル(概由)

道路使用料 要點ノ記載スルニト (記載例ヲ三ノ) 使用別表約三千トレ一件ノ記載欄ニ五行ト付定シ一、五千行ヲ要スルニ由ル(概由)

埋設又ハ水面等使用料 要點ノ記載スルニト (記載例ヲ四ノ) 使用別表約八百トレ一件ノ記載欄ニ五行ト付定シ四百行ヲ要スルニ由ル(概由)

過年度納税 別紙様式ハ、調書 一々年賦課率表約百二十種ノ種ノ記載欄ニ五行ト付定シ五千行ヲ要スルニ由ル(概由) 又ハ、備考欄ニ記載スルニ由ル(概由)

過年度租入 別紙様式ハ、調書 種別別表約千五百種ノ種ノ記載欄ニ五行ト付定シ八百行ヲ要スルニ由ル(概由)

市債 全 要點ノ記載スルニト (記載例ヲ五ノ) 分納ニ付テ、除却或ハ賦課率変更等ニ付テ、約百種ノ種ノ記載欄ニ五行ト付定シ五百行ヲ要スルニ由ル(概由)

其他多額ノ賦課率ヲ要スルニト (記載例ヲ六ノ) 其他多額ノ賦課率ヲ要スルニト (記載例ヲ七ノ)

其他多額ノ賦課率ヲ要スルニト (記載例ヲ七ノ)

其他多額ノ賦課率ヲ要スルニト (記載例ヲ七ノ)

東京府



(記載例等入部)

昭和何年度過年度府稅其他調

目 調定濟類 收入濟類 飲糧類 收入非福類

過年度令

一新規調定

府稅

地租附加稅

營業收益稅附加稅

報稅

何稅

府稅

稅外

財全

貸取敷金

何

使甲

道路石甲使用料

何

物品賣料代

不甲品賣料代

何

何

何

何

稅外

新規調定許

東京府

半三





裏面白紙

昭五東地第二七第

昭和五年 十月十日

107

丙

東地

二〇七

昭和五年十月十日

主任

地方局長

野島課長

中多ノ部員

回答案

年月日

地方局長



係 局 相 成 帳 務 部 一 件 振 興 御 見 込 一 通 一 付  
北 丹 三 十 九 年 地 東 三 三 九 九 御 見 込 一 通 一 付  
一 以 得 初 附 加 統 賦 課 一 間 各 件  
東 京 府 知 事 宛

一五



丁 市町村由一監業所  
之 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
サ 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
ル 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
ル 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
ル 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
ル 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
ル 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
ル 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
ル 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指  
ル 所 統 河 物 之 級 子 監 業 之 為 指





財

午地第三三九九號

昭和五年九月廿九日

東京府知事



東京府

内務省 地方局長 殿

所得稅附加稅賦課ニ關スル件

市町村内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在セサルモ該市町村内ニ事務所又ハ病院若クハ診療所ヲ有スル辯護士又ハ醫師ニ對シ市町村費負擔ノ公平ヲ期シ所得稅附加稅ヲ賦課セハスルモ右ノ如キハ現在稅法上ノ所謂營業ニ該當セス從ツテ市制第百十九條及町村制第九十九條ノ「市町村内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者」トシ其ノ職業上ノ收入ニ對シ所得稅附加稅ヲ賦課シ得サル義ト被存候得共勵力疑義有之候條何分ノ御回示相煩度

裏面白紙



裏面あり

營業収益税法

第二條 本法施行地ニ營業場ヲ有スル者ハ營業ヲ

爲メ個人ニ印法ニ依リ營業収益税ヲ課ス

一物品販賣業(動植物類ノ他普通ニ物品ト稱セザルモノ、

貯蓄ノ金)

二銀行業

三無盡業

四金銭貸付業

五物品貸付業(動植物類ノ他普通ニ物品ト稱セザル

モノ、儲蓄ノ金)

六製造業(瓦斯ガシ、修繕、物品ノ加工修理ヲ含ム)

七運送業(運送取扱ヲ含ム)

八倉庫業

九 諸員業  
 十 印刷業  
 十一 出版業  
 十二 寫真業  
 十三 席巻業  
 十四 物入店業 (下宿ノ店ニテ本領ノ物ヲ入ル)

十五 料理店業  
 十六 周旋業  
 十七 儀禮業  
 十八 仲立業  
 十九 問屋業

裏面あり

○地方税ノ関スル法律  
第十四條 營業税ノ營業収益税ノ賦課ノ率トナル營業  
業者及營業収益税ノ賦課ノ率トナル營業ノ為スル者ニ  
於テ賦課ス

第十條 營業税ノ賦課ノ率トナル營業ノ種類ニ營業  
収益税トモナル者ニ賦課スルノ及テ税金ノ率ト定ムル  
モノニ限ル

○地方税ノ関スル法律施行ノ関スル件  
第十二條 右ノ法律施行ノ中ニ第四條第十五條ノ規定ニ依リ  
營業税ノ賦課ノ率トナル營業ノ種類ヲ定ムルモノトシ  
運河業  
運河業  
採掘業  
船舶運送業

船舶運送業

貨物陸揚場業  
西替業  
湯陸業  
理髮業  
寄席業  
遊技場業  
遊覽事業  
藝妓屋業

一、東地局三八一

昭五ノ二、一五

113

裏面白紙



東地局

一度供覽

午庶發第二號

昭和五年十一月十三日

東京府知事

内務省地方局長殿

震災關係國庫貸付金償還ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ九月二十七日藏理第七五八號退テ書ヲ以テ大藏次官ヨリ照會有之候ニ付事情ヲ具シ別紙ノ通回答致置候條本府ノ狀態御賢察ノ上特別ノ御配慮相煩度候

東京府

寫

藏理第七五八號

昭和五年九月二十七日

大藏次官 河 田 烈

東京府知事 牛塚虎太郎殿

災害復舊土木費起債ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ八月二十六日御回答（午庶發第二號）ノ次第モ有之候  
 處震災關係國庫貸付金償還ニ關スル貴府申請ノ趣ハ政府ニ於テ目下調  
 査中ノ案件ニ屬シ、之ニ關スル政府ノ方針未タ確定セサル所ニ有之、  
 假ニ方針ノ確定ヲ見ルモ法規上一定ノ手續ヲ要スルモノハ之カル了ヲ  
 經ルニ非サレハ專案ノ最終的確定ヲ告クレモノニ無之ニ拘ラス、單ニ  
 申學書ノ提出ヲ爲シタルノ故ノミヲ以テ直チニ義務確定セル巨額ノ元  
 利返償金ヲ府財政計畫ヨリ削除セラレタルハ甚々不穩當且輕率ノ作ト  
 扱存候、斯ノ如キ不堅實ナル財政計畫ノ下ニ各般ノ新規費途ノ計上ヲ

(若松勝)

114

裏面白紙

東京府



裏面白紙

爲シタル後ニ於テ、貴府申請ノ趣旨貫徹スルニ至ラサル限ニ於テハ、  
 貴府財政上極ノテ重大ナル結果ヲ生スヘキコトハ多言ヲ要セサル所ニ  
 有之、加之豫算編成及財政計畫樹立ニ對スル貴府ノ態度如何ハ貴官ノ  
 監督下ニ在ル多數市町村ノ豫算及財政計畫ニ影響スル所鮮カラサルモ  
 ノ有之候ニ付爾今篤ト御留意相成度此段申進候  
 退而滞納ニ係ル前記元利金ノ鹵庫納付ニ關スル貴官ノ御見込折込シ  
 御回答相成度

(若松納)

東京府

裏面白紙

午 第 二 號

西 和 五 年 十 一 月 十 二 日

東 京 府 知 事

大 藏 次 官 殿

廣 災 救 濟 會 庫 貸 付 金 領 還 二 兩 ス ル 件 同 台

九 月 二 十 七 日 藏 第 七 五 八 號 追 付 香 ヲ 以 テ 御 承 小 ニ 採 ル 廣 災 救 濟 會 庫 貸 付 金 二 兩 ス ル 九 兩 五 錢 四 厘 兩 兩 付 ノ 件 ニ 執 テ ハ 從 未 屢 々 陳 明 以 致 如 夕 惟 災 者 ノ 艱 難 時 限 與 借 共 ノ 趣 上 ニ 任 リ 册 之 打 積 夕 册 界 ノ 小 況 ノ 崎 嶇 難 處 ノ 悲 境 ニ 照 ル 右 領 出 セ ン ト ス ル 折 柄 之 力 財 源 ヲ 増 設 若 ハ 新 稅 ニ 付 ツ コ ト 今 日 ノ 場 合 則 救 濟 會 へ カ ラ サ ル 貢 納 二 行 之 裡 々 財 源 ノ 枯 竭 二 恐 慮 甚 甚 故 於 此 共 存 稅 共 者 シ 夕 賦 收 ラ 索 シ 煩 悩 ト モ ス ル 能 ハ サ ル 狀 態 ニ 任 ル ハ 十 分 御 了 承 ヲ 得 ル コ ト、 任 ス ル 次 第 ニ 候

(若 松 納)

東 京 府

裏面白紙

(若松勝)

石ノ内ノ人並ニ封スル元金ハ復興本好樂猶隊初甲之ヲ指シキ  
 共立年ヨリ指シ初初ヲ返シ二十年間ニ復興スルコト、セラレ成又共ノ  
 物子ニ付テハ復興ヲ終ヘル迄元除アラノコトヲ母ニ母四切業以居ル大  
 第ニ有之賦  
 國テ隊昇ニ計上セサリシセ~~以~~然ノ~~經~~奉ニ任ラスシテ與ニ事而止ムヲ付  
 サルノ節米ニ出テタルセノニ隊初初隊初隊初ノ上甲請ノ~~經~~隊初初隊初  
 ハ、以金部以越志ニ封スルト同隊ノ決心ト~~經~~思ヲ以テ~~地~~初初~~以~~考ニ~~倒~~  
 存賦

東京府

117

答

午蔵券第一号

昭和五年 四月十六日

大蔵次官殿

東京府知事

災害復旧土木費起債ニ関スル件 回答

本月十四日、藏理第一四五号ヲ以テ財政部計畫書中震  
災関係予算借入金一元利償還額並特別経済部部  
付震災貸付資金ニ於テ各県借入金ニ関スル分ヲ揚上  
セザル理由等照会ニ接シ申候知本府、財政ハ従来屢々  
陳請シタル通、震災、疎救ト連年、財界不況、若干屢  
々歳入欠陥ヲ苦ケ政府並に預金部借入金償還ニ付甚  
ク困難ヲ感シタルに、預金部借入金ニ就テハ萬難ヲ排

裏面あり

ニ事ニテ之ヲ予算ニ計上シ義務ヲ履行シタル状態ニ在  
之政府借入金ニ付テ又預金部若シテ同様に手續ヲ執  
ハキハ当然義ニ在リ只管其財源ノ抽出ニ注意シ事  
ハ此其ノ後財源ノ状況ハ益々不振トナリ若シテ府財政  
又憂フヘキ事情ニ在リハ別紙参考書ニ依リテ又知リ得ヘク之  
カ対策ニ就テ是レヲ莫不慮ニ次第ニテ採行ハ同下ニ起政府  
ノ尚同情中給即チ仰フ外策ナク現況ニ存リ何卒特  
別ニ申経議ニ預リ庶候  
次ニ付此神社取償ノ状見テ是レニ付及神社ノ府ト  
同様財政窮乏ニ付付ニ於テハ預金部實金支拂ニ付預金  
難重アリ遂即チ之ヲ就テ莫ニ陳情シテ是レニ在テハ政府ノ  
特別ノ市給米又下ニ支給一節ハ府ニ於テ非常ノ決ハカテ府  
会ニ議決ヲ經テ借借ノ手續ヲ採リ因係付付ニ付シテハ程々

亦、結果今回幸う以て、予算之新正心スルコト、ナリトモ他  
方元利在揚、石ハ利子、此、際計スルコト、シテ元金ハ據置期向  
上長、特別、由取計ラ度之亦其ノ才續中ニ存之候隨  
テ方日ノ延幸シテハ、才順ヲ取、タル元之以上、到、底子障、借入  
金支拂、及難、事情、察相成、度候、神社ニ於テ元、民子ハ、比、台、震  
災、創、残、癒、ハ、ス、且、ハ、又、深刻、ナル、財、界、ノ、打、撃、ヲ、受、テ、財、的、春  
仕、テ、望、ム、元、極、ノ、才、困難、ナル、状況、ニ、存、リ、是、亦、特別、ノ、市、賢、察、ノ、  
上、陳、請、ノ、趣、旨、由、採、納、相、成、度、蒙、ニ、其、ノ、筋、ハ、及、提、出、置、候  
案、諸、書、寫、相、添、テ、由、回、答、等、々、重、テ、及、案、状、候

裏面白紙

藏理第百四十五号

昭和四年八月十日

大藏次官

東京府知事殿

災害後土木費起債ニ関スル件

昭和三年一月八日、年度発令ニ号、案請、災害後土木費  
先当起債ノ件調査候知右案諸書ニ添付セラルル貴府  
財政計畫書中震災関係子庫借入金（但震災應急  
費充て方カ降リ）及都市計畫事業費充て方子庫  
借入金ノ元利償還額（毎年度約百五十万円）カ揚ニセザル  
理由地昭和三年度東京府知事以村震災債付資金  
歳入歳出予算中子庫借入金ノカ揚ニセザル理由致

昭和四年八月十日

裏面あり

和教度此段及照云條也



昭五京地局第一三〇號

昭五十一二四

丙 11月 24日

京地第一三〇號 案 昭五五年十一月十四日

主任

局長

課長

内務事務官

甲 官 長

年月日 長官官長

本部事務官

賦課課 解釋 案件 甲官

青土五法 才一四之三 標記 1件

法與 下 如 在 雙 更 無 之

台 議 局 院 友 受 送 月								主 管 局 及 受 付 日 月	
第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八	了	例 規
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受		
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日		

裏面白紙

昭和三年五月十一日

地方局長  
宮崎縣知事宛

特別税中特別賦課金に付直轄  
標記ノ付付本月十日地巻第七九号ヲ以テ照會相成候処  
右ノ何レノ場合ニ於テ又大正十五年勅令第百九号第百二十  
五條第二項ニ所謂賦課後ノ~~種~~解~~ス~~ル~~ル~~義ニ有之

裏面白紙

裏面あり

官局宛第千号  
倉地第七九号

昭和三年五月十日

官券縣知事八田正利  
刀務省地方局長 謝 惠之輔 殿

特別税戸割賦課ニ関スル件

一回議決ニ依リ年税ニシテ之期ニ徴収スルキ市町村特別税  
戸割額 前期徴収書ニ年額 折半額ヲ記載シ納税義務  
務者ニ交付後後期徴税金書発布前但市町村ニ転付シ  
場合ハ年額ノ賦課ト認メ難キヲ示シ十五年初ニ第ニ九  
号第千五号第一項ニ所謂ノ賦課後ニ認当セザルニシテ  
後期ハ賦課スルコトヲ得ル義ナシトシテ前期徴税金書ニ付

日 寄 留

課年額何程ノ内前期徴収額何程後期徴収額何程ト下記  
載シタルトヤハ年額 賦課ヲ完了シタル又 課ト得ラル、ヤ聊  
ク額義ニ依リ候案所、返却回未相煩度儀也

裏面白紙

町税特別税ノ数割賦課ニ関スル判決要旨

昭和四年一月二十五日  
昭和四年七月十三日  
第一號官告

一 地方税ニ関スル法律施行ニ関スル件ノ二十五条ノ  
二 項但書ニ賦課後トアルハ各其ノ年々收期ノ年々  
令書ヲ發布シタル後ノ義ナリト解スルキモノトス

地方税ニ関スル法律施行ニ関スル件ノ抜萃

(大正十五年三月三十一日  
法律第二十号)

第十五条 年税又ハ期税タル營業税ノ賦課期日後納税義務ノ発生

シタル者ニ對シテハ其ノ発生ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ營業税ヲ賦課ス

六 前項ノ營業税ノ賦課期日後納税義務ノ消滅シタル者ニ對シテ

ハ其ノ消滅シタル月迄月割ヲ以テ營業税ヲ賦課ス

五 前項ノ場合ニテ府縣ニ於テ納税義務消滅シ他ノ府縣ニ於テ

納税義務發生シタル者ハ納税義務ノ発生シタル府縣ハ納税義務

額ノ消滅シタル府縣ニ於テ賦課シタル部分ニ付テハ營業税

ヲ賦課スルコトヲ得ル

第三十五条 第二項 第十五条第一項、第二項及第五項ノ規定ハ多數割

ノ賦課率ニ於テ適用ス但シ多數割ノ賦課後納税義務消滅

スルモ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セズ

130  
賦  
130

五庶第一四六二號

昭和五年十一月十二日

京 都 府 知 事

内務省 地方局長 殿

「賦課後」ノ解釋ニ關スル件

昭和三年五月十日宮崎縣知事照會ニ對スル特別稅戶數割賦課ニ關  
スル「賦課後」ノ解釋ニ付同年五月三十日宮地局第二〇號ヲ以テ  
御通牒相成候處昭和四年十二月十二日行政裁判所ノ判決ハ右御通  
牒ノ趣旨ト相反スルモノト認メラレ候ガ其ノ後貴局ノ御解釋ハ御  
變更無之哉差當リ必要有之候條至急何分ノ御回示相煩度

京 都 府

裏面白紙

126









議第五一一七號

昭和四年十一月八日

大阪府知

内務省 地方局長 殿



當府ハ目下昭和五年度豫算ノ編成中ニ有之候處家屋稅ニ付テ小住宅家賃  
緩和ノ爲賃貸價格ノ小額ナル家屋ニ對シテ累下の賦課率ヲ設ケ以テ一部  
ノ減稅ヲ爲スコトハ法令上別段ノ規定モ無之差支ナキ義トハ存候得共爲  
念御意見承知致置度此段及照會候也



阪府

昭五段地司第九號

昭和五年四月

130

段地司加

丙

東

行

4

月

11

日

昭和五年四月二日



地司局長

長



主任

田舎業

昭和五年

地司局長



特別稱電桂稱賦課之由七疑義一併回答  
百十号一地方三四八部一以下下標記一併回答  
指之不在存の条例中一電話一課稱答付上之  
定之に於て之の課稱と差支無之

元

裏面あり

此和運信古冲年冲想之想之信古象運信  
又此信事古必西事古運信一甲之信也万上之信古  
口此義古古之信古

裏面あり

理由

一、本件電信法草案、私設電法規則草案、及び回線力規定に依  
り施設せる電法に付する、電信法草案上条、一箇中ありト  
し、課税スヘキトカストト解スル如クト云フニ在リ。

一、檢査ニ電信又ハ電法ハ電信法草案に規定スル如ク改  
訂ノ草案草案ニ依リテ之を檢査ノ規程、又此等ニ在リト云フ  
從テ此等ヲ私設ニ下カシテ之を檢査スル如ク例年  
十ニ檢査スルニ依リテ之を檢査スル如ク例年  
設テ之を檢査スルニ依リテ之を檢査スル如ク例年  
一、差押ノ禁止又ハ課税草案トシテ之を檢査スル如ク例年  
少ク檢査スル、此等ニ依リテ之を檢査スル如ク例年  
事之必要ナル電信ノ用ニ供セラルル如ク例年  
政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電法ニ于テ之を規定シテ專用

七三ノ結果地升上条一箇甲ヲ送ルルヲト解スルヲ

相考スル

世ノ理由一信リ地家ノ世田合地成可然也

参照) 電報法抜草

第一條 電報及電報ハ政府出テ管理ス

第二條 左ニ掲グル電報又ハ電報ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

出テ私設スルコトヲ得

一 郵官由差ハ一揚内ニ於テ專用ニ依リテ施設スルモノ

二 鉄道業其他電報電報ハ專用ヲ必要スルモノ專任施設

スルモノ

三 公共團體ノ専任執行ノ一市町村由差ハ隣接市町村

所ヲ回テ公署形之内又ハ一市町村由差ニ於テ公署ト

第一級監督官程ト同ニ施設スルモノ

四 電報送達ノ目的ヲ以テ一人ノ専用ニ依リテ電報送達

ト同ニ施設スルモノ

五 一市町村由差ハ隣接市町村所ニ於テ入ル電報電報



ノ連絡ナク且テ四号ニ依ルヲ小遠当トスル市正所村内  
ニ於テ一人又ハ一若業ノ專用ニ係スル存配設スル又ノ

第三条 主務大臣ハ 官舎ノ定ルル所ニ依リ 前条ニ依リ 配設シ  
タル電信又ハ電報ヲ 公衆通信又ハ軍用ノ止テ要ナル通信  
ノ用ニ供スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ 官舎トシテタルハ 主務大臣ハ 更ニ  
批准シテ 其ノ取扱ヲ存サシムルコトヲ得

第九條 政府ハ 電信又ハ電報ノ 用ニ供スル 存積並ニ用地存貯  
車等建物ノ 一部ヲ 便宜ニ 必要ナルトキハ 建物ノ 建築又ハ  
改築ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ 土地建物ノ 使用料及建築改築ノ費用ハ  
該市ニ依リ 政府出テ支給ス

第十一條 電信又ハ電報專用品物及ハ現ニ其ノ用ニ供スル

裏面白紙

133

物作ハ出ヲ差押ノルコトヲ得ス  
 有改專用ノ物作ハ何事ノ成程ヲ後クルコトナシ  
 第四十三條 公衆地位又ハ第ニ條第ニ條ニ依リ現ニ軍中地位  
 ノ用ニ使スル私設ノ要領又ハ要領ニ充テハ第九條ヲ除  
 クノ外本法中ノ政府ノ施設ニ係ル要領又ハ要領ニ使スル  
 規定ヲ準用ス

私設電信規則抜萃

其第ニ条

電信法第ニ条第ニ号ニ依ル私設電信ハ

左ニ列記スルノ事業ノ専用ニ供スルモノニ限ル

一 地方鉄道法ニ依ル鉄道、軌道条例又ハ特別ノ法令

ニ依リ一般運輸ノ用ニ供スル鉄道又ハ軌道及一個人

又ハ一全社ニ於テ個人ノ専用ニ供スル為敷設スル

鐵道又ハ軌道ノ事業

二 運河、水利、水防、火防、水道、水産、救済及電気

衆觀測ノ事業

三 高圧及特別高圧ノ電氣ヲ使フル電氣ノ事業

四 前各号ノ外特別ノ私設電信ノ施設ヲ必要ト

スルノ事業

第百四 郵政電信ヲ施設セントスルモノハ逓信大臣ニ  
願出ケテ辦可ヲ受ケヘレ但シ地方鉄道法ニ依ル鉄道  
事業ノ專用ニ供スル者 鉄道線路ニ沿ヒ停車場  
聯絡所又ハ信号所相互ニ施設スルモノ及電氣  
工作物規程亦別ノ第七章ニ依リ 施設スルハ以ノ  
限ニ在ラス

電気工作物規程抜萃

ルニ工余 送電ノ連絡ヲ有スル弁電所 変電所及蓄電所  
相互間ニハ電線ヲ施設スルコトヲ要ス

左ニ揚クル箇所相互間ニ於テハ保安上必要ト認めルトキハ  
電線ヲ施設スルニシ

一 弁電所及其ノ水路  
ニ同一送電系統ニ属スル弁電所 変電所 蓄電所

区内所及技術員駐在所  
特別高圧架空電線路ニ依リ送電スル場合ニ在リテハ橋

梁電線路ニ依リ通電スル設備ヲ有シ且電線路ヲ架  
空電線路ニ添架スル場合ニハ電線路ノ互長後四折毎

ニ橋梁電線路接続箇所又ハ電線路設置箇所ノヲ  
設クルコトヲ要ス

裏面あり

136

逓信省電務局業務課長藤原書記官述

(法律全集第X巻ニル(頁以下))

電信法ニハ軍用電信法著ニ於ケルカ如クニ其ノ適用ノ範圍ヲ明  
 示シテ居ナイ爲、電信法ノ内容即チ各規定ニツイテ之ヲ決スル  
 外ナイ。而シテ電信法第一條ハ「電信及電話ハ政府之ヲ  
 管掌スルト規定シテ居ル」。從テテ單イニ文理解釋コリスレハ、スベ  
 テ、電話ニ適用セラル、法律ナルカ、如クニ又解釋セラル。故ニカ  
 諸者ハ第一條ノ電話ハスヘテ、意味シテトモ私設ノ電話ヲ包  
 含スルト解シ、電信法ハスヘテ私設ノ電話ニモ適用セラル、又、テ  
 ナケレハナラヌト言フテ居ルガ、電信法中ノ電話ノ特權、電話ニ  
 依ル通信ノ取扱及ニ科金、電話ニ関スル刑罰等ノ規定ハ私設  
 ノ電話ニハ適用セラレナイミナラズ、又コレヲ規定クテ私設ノ  
 電話ヲ保護スヘキ何等ノ理由モナイ、又一部ノ設者ハ電信法

内務省



裏面白紙

設之係ハ電話ノ上ハ私設ノ電話ヲ許シテ用テラシムルニ  
テ中身ニ電話ト規定セラシムルニハ私設電話ヲ已ラシムルニ  
解セサルノ身ナリ。以下同。

内  
通信ヲ電務省事務課ニ電話ニシテ  
件ハ電務省事務課官ニ如ク  
解セサルノ身ナリ。以下同。

137



地第三四一八號

昭和五年一月十三日

大阪府知事

内務省 地方局長 殿



特別税電柱税賦課ニ關シ疑義ノ件  
ニ付照會

標記賦課ニ關シ特別税電柱税條例ニ依リ單ニ通話ノ目的ニ供スル法人  
ノ保安通信用電話線柱ニ就ハ電氣法第二條第十一條及私設電信規則  
第二條第四條ニ依リ送配電線電柱ト同様ニ課税ノ目的物ト爲シ之ニ課  
税スヘキモノニ在ラスト認ムルモ多少疑義有之候ニ付御指示相成度



大阪府

昭五神地局第二四八號

昭五十二十三

139

丙

施行

昭和五年十二月七日

案起

昭和五年十二月七日

主任

地方局長

財政課長

回答案

年月日

地方局長

神奈川県知事宛

水利組合法第四十八條、解釋用之件回答

十二月三日五地牙四三一八號、照會標紙、件、

貝公、通、存、入

主管局及受付日							
合	議	局	號	及	受	送	月
第	第	第	第	第	第	第	第
送	送	送	送	送	送	送	送
受	受	受	受	受	受	受	受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

3  
神地局  
ハ

裏面あり

日  
第 第  
號 號  
送 送  
受 受  
月 月  
月 月  
日 日

理由

質問、要は水利法第四十八條六單に組合費を土地に對して賦課するに規定するが、賦課被定年ノ場合ノ規定より以て、第五條ノ規定に依り組合費を土地所有者に對して賦課するに規定するに在り  
 協同団体ノ經費に先づ其ノ団体構成員ノ負担せしむるに區別なき利益ノ享受其他、故に以て団体員外ノモノに負担せしむるに之ヲ認むるに例外規定ナラハカラスに認む  
 水利組合ノ法中六條ニ於て組合員ノ土地所有者に限定し、法第四十八條ニ於て組合費ノ賦課要件ヲ單ニ土地に對して規定せしむるに依り、土地所有者に對して賦課せしむるに對し、賦課被定年ノ場合ノ規定より以て、第五條ノ規定に依り組合費を土地所有者に對して賦課するに規定するに在り  
 若し夫レ土地に對して賦課ノ負擔權を地上権ノ目的土地に對して有し、夫レ其ノ權利者に對して賦課せしむるに依り、賦課被定年ノ場合ノ規定より以て、第五條ノ規定に依り組合費を土地所有者に對して賦課せしむるに規定するに在り  
 又、地方自治法(特別地稅)ノ如ク、其ノ規定に依り組合費を土地所有者に對して賦課せしむるに規定するに在り、夫レ現行ノ賦課

裏面白紙

ハ組員ノ対シテ之ヲ及スヘキコトヲ規定スルコトヨリ見レハ土地ノ対スル  
組員ノ賦課ハ他ノ規定ナキ限リ當然法全員トシ土地所有権者  
ヲ指スヘキコト解シ可然ト認ム

内務省

参照

水利組合法第六條 普通水利組合ハ組合事業ノ多利益ヲ受

ル土地ヲ以テ區域上ニ其ノ區域内ニ於テ土地ヲ所有スル者ヲ以テ組合員トス

同 法第四十八條 普通水利組合費ハ土地ニ對シテ之ヲ賦

課スル以テ是

同 法第四十九條 組合ハ其ノ事業ノ爲夫現品ヲ組合

員ニ賦課スルコトヲ得

地租條例第十三條 地租ハ左ニ掲ク者ヨリ之ヲ受收ス

- 一 質権者
- 二 地上権者
- 三 其ノ他ノ土地ノ所有者

地方税ニ關シテ法律第六條ニ依リ特別地租ノ定ムルニ關シテハ

地租條例第十三條ノ規定ヲ準用ス

内務省

五地第四三一號

昭和九年十二月三日

神奈川縣知事

河傍百地方法局長殿

水利組合法第四十八條ノ解釋ニ關スル件

普通水利組合ノ組織及組合員ニ付テハ水利組合法第六條ヲ以テ組合事業ノ  
爲利證ヲ受ル土地ヲ區域トシ其ノ區域内ニ於テ土地ヲ所有スル者ヲ以テ組  
合員トスル旨規定アル結果該区域内ノ土地ニシテ實權設定シアル場合ニ於テ  
モ土地所有首ヲ以テ組合員ト爲スノ外アク此テ同法第四十八條ノ規定ニ依  
リ土地ニ對シテ賦課スル組合員モ同法ニハ專租條例第十二條一項ノ「キ成  
定ナキヲ以テ當然組合員タル土地所有首ニ對シ賦課スヘキモノト被存候モ  
一應負首ノ副見辨承相致成此致及照會候

神地局

248

伏

神奈川縣廳

昭五神地局第二五五號

昭和五年十二月

143

3 丙

施行

12 26

日

神地局二五五

案起

昭和五年十二月十九日

主任

地方局長

財務課長

回答案

地方局長

神奈川縣知事宛

家産税賦課之関件回答

十二月十五日 神地局第二五五號 照會標記件

以見込、通上存ス

事務官

主 管 局 及 受 付 日 月								
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

裏面あり

第 第  
 第 第  
 月 月 月 月  
 日 日 日 日

理由

地方税関是法律施行之周知件(其百十五年勅令第百九号)  
 申 賦課法、字句ハ別紙照会、家屋税二関スルカニ  
 第百四号)外、其十五号(家屋税)及、其百五号(其百五号  
 (产税制)ニ关スル同ノ一)而シテ、产税制(賦課法後ノ税  
 義務消滅ニ定ル賦課法、之ヲ変更セズ)ノ場合、於テ賦課後、  
 意義ニ付テ、別紙各照会ノ如ク、其百一ノ同条例、了リ、即  
 其百一ノ家屋税ノ場ニ(其百五号ノ四改家屋税、賦課法後ノ  
 一、事實ニ基テ、其ノ賦課額ハ之ヲ変更セズ)ノ何事モ、  
 其百一ノ理由ニ付テ、其百一ノ同条例ニ付テ、  
 但シ、最近別紙ノ如ク、其百一ノ同条例ニ付テ、行政判決了リ



裏面あり

町税特別税戸數割賦課ニ関スル訴 昭和四年第四百五十七號  
昭和四年十月七日第一号宣告

判決要旨

一、地方税ニ関スル法律施行ニ関スル件第三五條第三項但書ニ賦課後トアルハ各其ノ徵收期ノ徵稅令書ヲ發布シタル後ノ義務ト解スヘキモノトス

理由

原告カ昭和三年八月二十六日以降寺井野町ニ住所ヲ有セス又戸ヲ構ヘタル事實ナキトハ被告モ爭ハサル所ナルニ依リ原告ハ同日以後寺井野町々税特別税戸數割ハ年税納稅義務ナキモノト謂ハサルハカラス然ルニ被告ハ町税特別税戸數割ハ年税トシテ昭和三年七月第一期分徵稅令書ノ發布ニ依リ第二期分ニ付テモ賦課アリタルモノト謂フヘク而モ原告ノ戸構撤廢ハ同年八月二十六日ニシテ地方税ニ関スル法律施行ニ関スル件第三五條第三項但書ノ所謂賦課後ニ該當シ其ノ賦課額ハ變更スヘカラザルモノト

ルニ依リ本件係羊戸數割ノ賦課ハ違法ニ非スト主張スルモ右條項但書  
ニ賦課後トアルハ各其ノ徵收期ノ徵稅令書ヲ發布シタル後ノ義ト解スル  
ヲ相當トスルニ依リ同年十月百附徵稅令書ヲ以テ爲シタル本件係羊  
戸數割ノ賦課ハ同年八月二十百原告ノ井野町ニ於ケル住所及戸構  
ノ撤廢以後ニ係ルモノニテ右條項ニ該當セス從テ違法ナリト謂ハザル得ス

参照

地方税之課税法律施行ニ関スル件

(大正十五年十一月)

家屋税ノ賦課期日後建築セラレタル家屋ニ付テハ工事竣

成ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ家屋税ヲ賦課ス

ニ大正十五年法律第十四号第十一條ノ規定ニ基キテ家屋税ヲ賦

課セザル家屋又ハ法律ニ依リテ家屋税ヲ賦課スルニトテ得ザル

家屋ガ家屋税ノ賦課期日後之ヲ賦課スルニトテ得ベキモノト

爲リタル時ハ其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ家屋税ヲ賦課ス

三 家屋税ノ賦課期日後家屋ガ滅失シ其ノ他家屋トシテノ

効用ヲ失ヒシルトキハ納税義務者ノ申請ニ依リ其ノ月

迄月割ヲ以テ家屋税ヲ賦課ス大正十五年法律第十四

号第十一條ノ規定ニ基キテ家屋税ヲ賦課セザル家屋

又ハ法律ニ依リテ家屋税ヲ賦課スルニトテ得ザル家屋

裏面あり

ト爲リタルトキ亦同シ

④家屋税ノ賦課後前項ノ事實ヲ生ズルモ其ノ賦課額ハ之ヲ  
変更セス

裏面あり

参照 (新旧各例)

昭和三十二年五月十日官場録第一 一回議決之依り年税一として二期  
 二徴改ふ、市町村特別徴収額、市町徴収令書之年税  
 一折半額ヲ徴収シ納税義務者ニ交付後後期出納令書並  
 市町他市町村ニ轉送シ之場合ハ年税ノ賦課ト認メ難キヲ以  
 テ大正十五年勅令第三三九號第一五條第一項ニ依リ  
 「賦課後」ノ法當セザルモノトシテ後期令ハ賦課スルコトヲ得ザル  
 義ナリヤ次ニ市町出納令書ニ「賦課年税何程ノ内  
 并科出納何程後期出納何程」ト記載スルモノトシテ年  
 税ノ賦課ヲ完了シタルモノト認メ得らん、又聊々疑義ニ涉リ  
 官場折送シハ因テ亦煩敷ク

同文 昭和三十二年官場録第一 標記付付本月十日官場録  
 又此種ノ事ハ官場折送シ何レの場合ヲ指シテ大正十五年

執令才三九辨 才三十五學 才三項 二部 辨賦 保後卜解  
不日 義之有之

参照 (前例)

照會 (昭和三年四月十日 地方官長) 市町村  
 特別税戸数割ノ賦課ニ關シ其ノ前例ニ準ジテ市町村  
 賦課率收支ノ後納税者徒ノ市町村ニ轉出シタル場合  
 後期ノ一対シテ未タ令旨ヲ受ケルニ後期ノ賦課率收  
 入總額ノ差額ヲ裁減スルコト付只意見書ヲ改定  
 附呈シ (昭和三年四月十日 地方官長) 覆答照會ノ件右ノ賦課率收  
 入總額ノ裁減有之 (電報)

参照法規

(地方税ノ關シ法律施行ノ趣意勅令ノ第五條ノ項)  
 第十五條ノ項、市町村及市並級ノ租定ハ戸数割ニシテ  
 準用ス但シ戸数割ノ賦課率納税義務消滅スルニ  
 其ノ賦課率ハ之ヲ變更ス

5.12.16  
255

賦

五庶第五七七九號

昭和五年十二月十五日

神奈川縣知事

内務省 地方局長 殿

家屋税賦課ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ左記事項聯カ疑義ニ相涉候條例分ノ義至急御出示相煩度

記

家屋税ノ賦課期日ヲ四月一日ト定メ徵收期ヲ七月及十月ノ二期ニ區分シ  
 タル場合地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第三條第四項ノ家屋税ノ賦  
 課後トハ各徵收期ノ賦課後ノ意義ニアラス前期ノ賦課ヲ了シタルトキハ  
 其ノ年度内ニ於テハ既ニ賦課後ト解シ可然哉

神奈川縣廳

裏面白紙



昭五群地司第三区拂 昭五 四 子 一

丙 係再申

昭和五年四月七日

主任



地名局長

助務課長

内務事務官



田 答 案

年 月 日

地名局長

家屋統制部 地籍課 地籍課長 田 答 案

一 件 田 答 案

三月 年 月 日 田 答 案 一 件 田 答 案 一 件 田 答 案

三

裏面あり

149



群馬縣  
 群地 22  
 5.3.25  
 第 35 號  
 殿

(庶才四八號)

昭和五年三月二十四日

群馬縣知事

内務省地方局長 殿



家居税調査員選舉投票中點字投票ノ効力ニ備スル旨ハ  
 昭和四年十二月勅令第四〇三號家居調査令中點字投票ニ對シテハ  
 何等規定無之候モ有効無効何レニ取扱フベキノニ有之候哉至急何分  
 ノ請回報相煩成候

群馬縣

150

裏面白紙

昭四、千地方七八号

丙 東 再 回

3

4

5

昭五、三、四

151



4.4

地 方 局 長

財 務 課 長

内 務 事 務 官

年 回 答 案

地 方 局 長

昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答  
昭和四年十一月九日 庶務課長 御返答

裏面あり

日  
 第  
 第  
 第  
 第

(徴) 車客員空宅地、利用力家屋、賃貸価格、影響、此の地、於て賃貸価格算出之可  
 照、鑑、修、會、如、方、法、之、依、ル、可、以、其、教、示、を、示、ス

裏面あり

理由

千葉縣河出、要旨

家賃係保額ノ算定ニ関シ同一構内ノ空宅  
地ニ付テモ時價百分ノ一ヲ建物係保額  
加算シ保額標準ノ決定ヲ為サントスルニ  
指シ

今便宜上河出ノ内容ヲ区分セハ

- (一) 空宅地ニモル家賃ノ利用價値ヲ認メ差支ナキ或
- (二) 之ヲ認めルセハ其算定方法トモテ空宅地ノ時價

百分ノ一ヲ加算スルモ、之差支ナキ或

ノ二點一掃スルニト思料ナ

蓋シ(一)ニ関シテハ其空宅地上ニ工作ヲ加シ差支ハ該  
備ヲ施シタルモノ之ヲ家賃ノ附属設備トモテ其工



請々難レテ為  
ルカ如キハ多  
ク当テルカ  
方出ト銀ナ  
難キニ付  
申案伺一通  
申答ル  
致候

裏面白紙



新島

癸地第八〇號

昭和四年十月十二日

地方官長

地方官宛

家屋、賃賃價格算定ニ因ル件

大正十五年勅令第百三十九號地方税ニ因テ法律施行ニ因ル件  
 第一條規定ニ依ル家屋、賃賃價格算定ニ因テ家屋、敷地  
 タル土地、賃賃價格ヲ算入セムトスル回キタル中ニ及聞候處右  
 ハ不同然義ト被認候條此、義御了知相成度爲念  
 追テ則記勅令外人條、規定ニ依ル家屋、賃賃價格  
 ニ付テ賦課率ハ昭和九年度分付テハ本年度当初  
 豫算ニ於テ家屋税豫算総額以下ヲ以テ標準ト  
 シ算定相成様致シ度、尚府縣費ノ全部分賦

裏面あり

ヲ受ケタル市ニ於テ賦課スヘキ家屋税ニ關シテモ同  
様準據セシメラレ度

一 由小京都兵庫及石島ノ府縣ニ限ルモトナ







枋地一七号

丙

八月八日

昭和五年九月二日

157

裏面白紙

主管理及受付年月日

合議局及受送

第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號
受	受	受	受	受	受	受	受	受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

了

枋地一七号

昭和五年九月二日

欠書課長

地方局長

財政課長

主任

枋地

年月日

地方局長

枋地事務

枋地整理委員會費滞納處令之因及申復

五月廿日地第百三十三號何由之係一採記

丁凡被紅紙

枋地事務



内務省

行政裁判例之趣意トモ訴訟手続ニ在ラズト利

弁セムニ従来裁判例ニシテ變更セラルルノ弊ノ存ス後テ

訴訟手続中各人全ク裁判所ノ判決ニ従フ外ナク復

々訴訟手続中一ニシテ取テ尚ほ滞碍有ルニテ其ノ確

定セラルト訴訟ノ抑留ニ及スルシヨク所長判事有リ

テ其ノ人及即今各之 評止ノ趣意アリト認メラル

ハ





柳地局

117  
5. 10

地第三六二二號

昭和五年五月五日

内務省地方局長殿

栃木縣知



栃木縣

耕地整理組合費滞納處分ニ關スル件

村長が耕地整理法第七十九條ニ依り耕地整理組合長ノ請求ニ基キテ爲シタル滞納處分ニ關シ目下行政訴訟繫屬中ノモノ有之候處本件ノ如キハ町村制第十一條ニ依テハ訴訟訴訟ヲ爲シ得サルモノト解セララルヲ以テ訴訟繫屬中ト雖モ同條第八項ニ依ル公賣停止ノ規定ハ適用ナキモノト解シ候モ聊カ疑義有之候ニ付至急何分ノ御回答相成度及照會候也

裏面白紙

159

天ノ照

○耕地整理法

第七十九條 組合員ニテ組合員、其ノ年俸額一限、第三項ノ規定ニ依リ、又

耕ノキ金、延滞利息若シ、過急金ヲ滞納スルトキ、市

町村、組合員ノ請求ニ依リ、市町村税ノ例ニ依リ、之ニ處分ス

（以下同大）

○町村制

第九十條 町村税、使用料、手数料、加入金、過料、過急金、其他

ノ收入ヲ定期内ニ納メ、若シトキ、所長、期限ヲ指定シ、之

ヲ督促ス（一）

2 果

第三項ニ照シ、場合ニ依リ、所長、指定シ、之ヲ手数料ヲ徴収スルニ付

テ、滞納者、第一項ニ照シ、第三項ノ督促又命令、之ヲ其指定ノ期限内ニ

めくれず

之々完納已見トキ、因收率納處分ノ例、以テ之ヲ處分スル

ハ第一、因ノ至テ三個月ノ後、税金ハ徴収金ニ決テ先取特權ヲ有シ、其ノ

追徴還付及時放シ付テ、因稅ノ例、以テ

ハ前ニ三個月ノ處分ニ不服スル者、之ノ所屬長官處ニ訴願シ、其ノ裁決ニ

不服スルトキ、行政裁判所ニ訴願スルコトヲ得

ハ、因ノ限、因分中差押物等ノ公賣ハ、其ノ分確定ニ

至テ、執行ヲ停止ス

○汗取病人又汗取死之人取付在

等トシ、其汗取病人汗取死之人又其同伴者ノ救護ニ

其ノ取扱ニ因テ費用ハ、所在地市町村事務官ニ以テ

一時之ヲ豫算スル

市用費用ハ、不遂金徴収ニ付テ、市町村長徴収

ニ因テ、以テ



月 迄 受 及 號 局 議 合								日 月 科 受 及 警 局 管 主	
第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第
送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送 送 送
月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月 月 月
日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日

新 規

丙

案 起 昭 和 五 年 六 月 十 日

施 行 日

地 方 局 長

財 務 課 長

審 計 課 長

年 月 日

杉 木 縣 知 事 宛

商 取

耕 地 整 理 組 合 費 納 入 簿 分 関 之 申 回 答  
 五 月 五 日 地 第 三 六 三 三 號 同 書 係 見 標 記 /  
 件 御 見 込 一 通

地 務 省

裏 面 あり



台議局號及受送月								主警局及受送月	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

丙

案起  
施行  
昭和五年五月九日

地方局長

財務課長

主任

年月日

栃木縣知事宛

耕地整理組合費滞納處分の因り出願  
 本月五日地券第六三三號何出係の標記ノ  
 件九ノ所村別券石上原第八項ノ適用ノ  
 義下被認候

事務官

裏面白紙

裏面あり

理由

耕地整理法第七九條、規定、依耕地整理法第七九條、  
 依其基、為一、帶納、處分、因、目下、訴訟、繫争、續中、  
 之、了、不、所、付、利、等、百、上、條、規定、依、訴訟、事、項、  
 非、之、ト、解、之、キ、ク、ハ、依、令、訴訟、繫争、續中、ト、云、ハ、同、條、  
 第八項、公費、停止、ノ、規定、ニ、適用、ナ、ラ、ト、解、ス、ヘ、キ、カ、  
 耕地整理法第七九條、成文、解釈、ト、シ、テ、何、出、如、ク、訴訟、事、  
 項、ニ、在、ス、ト、解、セ、ラ、ル、ニ、事、柄、ノ、性質、上、ニ、鑑、ミ、ト、キ、ハ、相、当、  
 以、先、ノ、餘、地、ノ、ト、恩、料、セ、ラ、ル、向、テ、之、ヲ、行政、裁、判、判、決、後、  
 之、行政、裁、判、所、ノ、訴訟、事、項、ニ、在、ラ、ス、ト、判、示、ス、(大、正、三、三、四、)  
 タ、ル、事、例、見、エ、行政、裁、判、人、死、亡、人、取、扱、法、ニ、依、テ、弁、償、金、ノ、  
 徴、收、ニ、関、シ、テ、訴訟、事、項、ナ、リ、ト、判、示、ス、(大、正、三、三、六、一、七、三、三、ノ、見、ノ、  
 ニ、テ、ラ、ス、從、來、判、例、ニ、シ、テ、変、更、セ、ラ、ル、ニ、モ、斷、カ、ラ、ス、本、件、行、



政解秋トシテ訴訟事因ニ在ラズト解スモ一度訴訟ヲ提  
起シテトイフ事ヲ裁判所ノ審理権限ニ属シ果シテ訴訟  
事因ニ非カバ在リ其ノ利息ニ俟ツル外ナシ、從テ訴訟事  
債中ニ在リ該滞納者分ニ未タ確定セラズト解スルハ  
相商トシテ仍テ所訂制第一日トシテ滿ル八日ノ内即チ  
差押物件ノ公賣ハ訴訟ニ対スル利息ニ在リ  
（利息等）  
スヘキト解スル事以テ遂行上各事ナリト因テモ在リ  
付テ本筆ノ面回ニ致ス



第	第	第
號	號	號
受	受	受
月	月	月
日	日	日

件共更メテ市會ノ決定ヲ要スル義  
~~ト~~ト存

(理由)

本件市會ノ要旨ハ本末市會ノ権限ニアル決定ニ誤ラズ  
 其権限ナキ市會ノ會ガ之ヲ爲シタル所ハ一ハ之ニ對シテ  
 願ノ提起アリテ其ノ裁決ニ依リ該決定ヲ取消サレ、他ハ訴願  
 ノ提起ナクシテ訴訟提起ノ必要ナク経過セルノ兩事件アリタル  
 ニ對シ、該兩事件ハ共ニ更メテ市會ノ決定ヲ要スルヤ、將  
 第二ノ事件ハ期間ノ経過ニ依リ決定ハ確定シタルモノナリ

市會議員ノ選考ニ於テ異議申立アリ、當選告知各  
 當選者ニ到達シタル後五日ニ経過シタルモ未ダ二十日ヲ経過セザ  
 ルニ市長之ヲ市會ノ決定ニ附セザルベカラサルニ至リタル所、市長  
 ハ官吏ノ選考アリ、未ダ當選ニ定ムル旨ノ申立ラモ為サズ又之  
 ヲ詳ムル、申立ラモ為サレルニ依リ、議事是數ノ半数以上既ニ議決  
 トナリタルニ於テ、右官吏當選者ハ議決タルヤ不モ、此等ノ  
 在ラテ理由トシテ市會未ダ成立セザルモ、レテ(市制第九十一條)項  
 右異議ノ申立ラ市會ノ事會ノ決定ニ付レ市會ヲ命之ニ付テ決  
 定ニ付テハ、右決定一ニ付レテハ、更ニ縣長ノ命ニ訴願ヲ提起シ  
 縣長ノ命ニ依リ、市會ノ決定ハ其特限ニ基キ其効ナシノ理由ヲ以  
 テ之ヲ取消シタリ、一方他ノ決定ニ付テハ、訴願ノ提起ナク決定ノ  
 期間ヲ経過シタルモノナリ。

裏面あり

右事件ニ於テ市會成立セズレテ市長ガ異議ノ申立ヲ市會  
會ノ決定ニ付レタルハ誤リ。市會ハ定數ノ半數以上ノ議決  
ヲ成立セルモノニシテ別記然レ縣知事ニ對シテ地方局長  
本條ノ如ク官長ニ推サレテ選出者ガ告知ヲ受ケタリ  
五日ヲ経過シタルニ議決ナリタル場合ニ於テハ假令官長  
ニシテ選出者未ダ選出セズ又之ヲ辭セズカモ當選告知  
ルヨリ二十日以内ニテ議決トナシヤ否ヤ不確定ノ中ニ  
モ既ニ議決定數ノ半數以上ノ議決アリ以上定數ニ市  
會ノ成立ヲ妨グルモノニ非ズ。従テ選出者及選出者  
申立アリタルトキハ別ノ事情ナキ限り市會ノ決定ニ付  
カレカラス。而シテ本條ニ於テ市制カ二一條カ一項  
既ニ市會ニ於テ決定レ且上述ノ経過ヲ辿リし場合

裏面あり

如何ニス(キカ、是本件ノ問題トスル所ナリ。上記兩事件共  
更ニ市會之ヲ決定ス(キモトスル本案ノ主名理由トスル所ナリ  
次ノ如シ

(一) 市會ノ令ノ快否ハ全ク市會權限ナルヲ以テ有ルモ其キニ依リテ、  
從テ(其ノ決定ニ對シテ)訴訟ノ提起ノ有無如何ヲ問ハズ(市  
會之ヲ決定ス(キコト當然ナリ。

(二) 右ノ如ク解セズ、市會ノ令ハ本件決定ノ權限ニキコト疑  
ナレト雖モ、全ク公ノ行為ニカレレモ、ト見ルコトヲ得ルレテ  
少クモ訴訟ノ提起ニ得ルノ意味ニ於テ決定アリキト見ルヘキモ  
ノナリト解ス(レトスルモ、ソハ、訴訟提起ノ要件トシテ行政行為  
存至ス(看做ス(ニシテ全然ニ權限ナル權限ニ依リテ爲テ  
レタシ全然無効ト決定スル以上、右ノ如ク權限ハ之ニ拘ラズ當  
然(右ノ如ク決定ヲ爲シ得ルノ權限アルベク、且之ヲ爲サハルベ

カラサルノ義務アリ。

以上ノ理由ニ依リ本安付也

裏面あり

参照  
市制  
第三十二條

ノ當選者定マリタルトキハ市長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知  
シ(第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ告知セシメ)同時ニ當選  
者當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選舉錄ノ寫(投票錄アルトキ  
ハ併セテ投票錄ノ寫)ヲ添ヘ之ヲ行縣知事ニ報告スヘシ當選  
者十ヤトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉錄ノ寫(投票錄アル  
トキハ併セテ投票錄ノ寫)ヲ添ヘ之ヲ行縣知事ニ報告スヘシ  
又當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ  
五日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツヘシ

3 (略)

4 (略)

5 前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ニ應



スヘキ旨ヲ市長ニ申立テサルトキハ其ノ審査ヲ辞シタルモノト有  
做ス第ニ項ノ場合ニ於テ何レノ審査ニ應スヘキカヲ申立テサレ  
トキハ總テ之ヲ辞シタルモノト有做ス  
6. 7. 略

第三十六條

1. 選挙人選挙又はハ審査ノ教ガニ關シ異議アルトキハ選挙ニ關  
シテハ選挙ノ日ヨリ審査ニ關シテハ第三十一條第一項又ハ第三  
十四條第一項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ市長ニ申立ルコト  
ヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ七日以内ニ市會ノ決定ニ付スヘ  
シ市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ  
2. 前項ノ決定ニ不服アル者ハ評議事會ニ訴願スルコトヲ得  
自3. 至9. 略

第六十七條

裏面あり

市参事會ノ職務権限左ノ如シ

一 市會ノ権限ニ属スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

二 市會成立セザルトキ、第五十二條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ招集スルノ暇ナシト認めルトキ市會ノ権限ニ属スル事件ヲ市會ニ代ハリテ議決スコト

第九十一條

一 市會成立セザルトキ、第五十二條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ招集スルノ暇ナシト認めルトキハ市長ハ市會ノ権限ニ属スル事件ヲ市参事會ノ議決ニ付スルコトヲ得

2. 3. 略

事務

4. 市會又ハ市參事會ノ決定スヘキ事件ニ関シテハ前三項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル市參事會ノ決定又ハ市長ノ處分ニ関シテハ各本條ノ規定ニ準シテ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

5. 略

第六十條

1. 異議ノ申立又ハ訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

2. 以下略

熊本縣知事(熊會)ニ對シテ地方官(新) (昭和二年九月三十日)

法律ニ據會ヲ召集スルハ差支キモ急務ヲ要スル場合ニ格別然ラサル場合ニ於テハ可成知事ニ對シテ避ケラレ、揮致度

(理由) 議員定数ノ半数以上ノ議決現存スル以上府縣會ヲ招集スルハ何等  
支障ナキ存ト存ス

總中務知事(會員抄)、府縣制第十三條第二項ニ依リ一部ノ投票  
ニ延期スル場合其ノ選挙区ノ選挙を終了セザルハ是より十名中三  
名以上ノ議決定レタルトキト既ニ縣會ヲ招集スルコトヲ得サルモノト存スル  
モ如何

5.10.18  
89

19

五五九

昭和五年十月十六日

栃木縣知事 原田 維 織



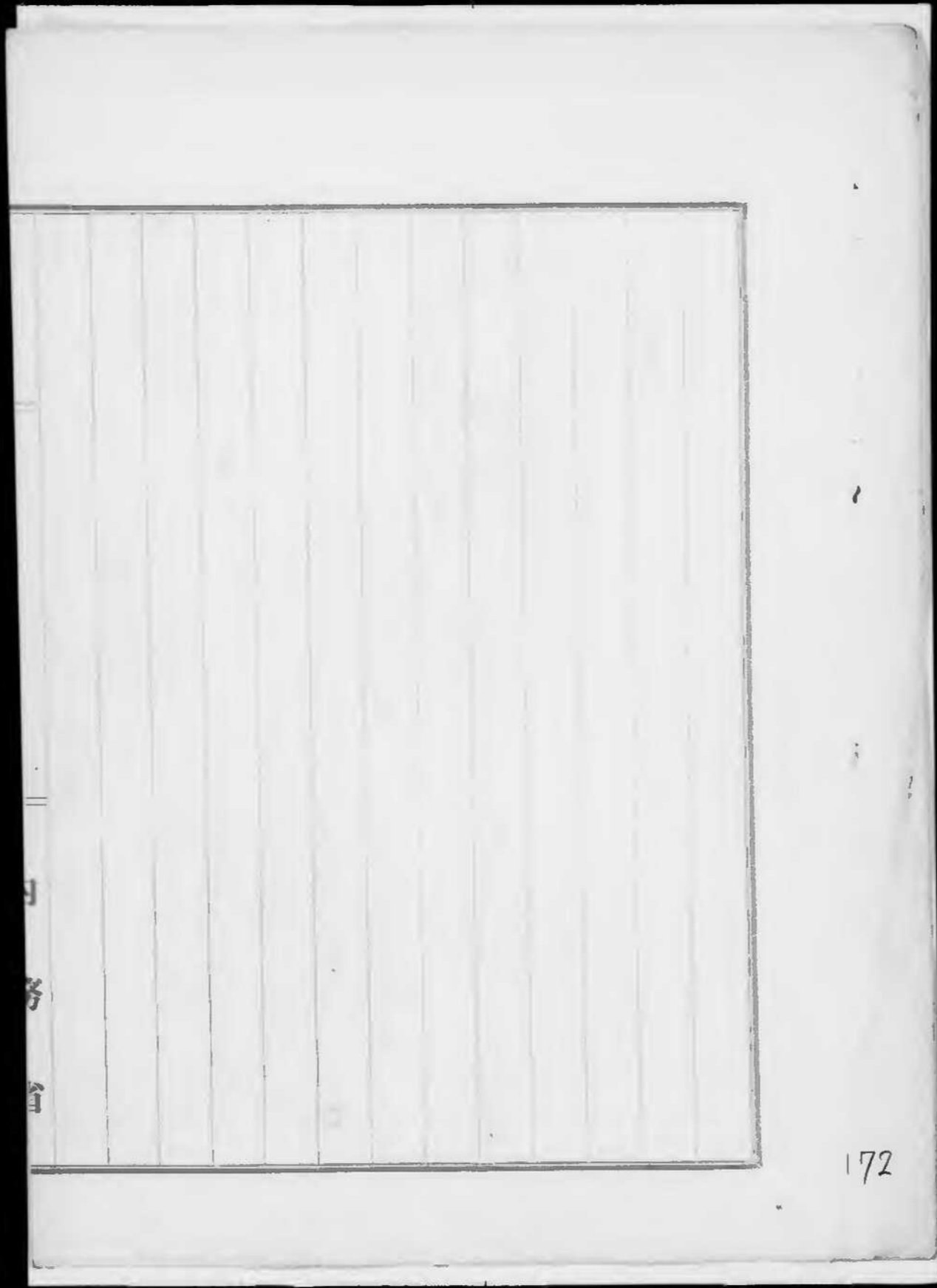
内務省地方局長 次田 大 三 郎 殿

市参事會ノ決定ニ関スル件ニ付照會

選舉人選舉ノ効力ニ關シ市制第三十六條  
第ニ項ニ依リ縣參事會ニ訴願ヲ提起シ  
タルニ縣參事會ハ全條一項ニ依リ市會ノ決定ヲ  
末知市會成立セシムトシ(當選人中市制第三十二  
條第五項該當者一名アリ)市會ノ決定ヲ取消ス旨  
ニ於テ決定シタルハ違法ナリトシ其ノ決定ヲ取消ス旨

栃木縣

裁決ヲ為シタリ然ルニ市参事會ニ於テハ他ニ當  
選ノ効力ニ關シ異議申立ノ決定ヲ行ハシタルニ訴  
願ノ提起ヲ見ザリシ事件アリ依テ後段ノ事件  
ニ就テ全一ノ取扱ヲ受クベキトシ其決定ヲ無効ト  
認メ改テ市會ノ決定ヲ要スベキヤ將又在市参  
事會ノ決定ヲ違法ナリトシ現ニ市制第三十六條  
ニ依ル期間ヲ經過シタルモノトシ其儘確定シタル  
モノト看做シ差支ナキヤ  
右聊カ疑義有之候條折返シ何分市會同系  
相煩度及懸會候也



172

裏面白紙



日	
第	
號	
送受	送受
月	月
日	日

年 月 日

各地方長官宛 (附封書)

家産収納費の進呈に就て清算状を以て閣下江  
 柳見(注)の案に於て年一を概算如何にせし  
 号一(通)四五候年御下分在申上

(海兵甲号ハ概算如何に申上ハ一葉トシ)

4/16





裏面白紙

天照帝文

○家皇法皇御代御皇金

天皇常世人之道馬年人之事大造皇孫之傳人

此乃命之於其年十七年三月乃其年其國……

通用

○同施行規則

乃其保家皇法皇御代御皇金乃其年其國……

者其人

一人會社之存其考其年其國……

七、其年其國

日 考 旨

庶務五五五號

昭和五年四月十二日

枋木縣知事



内務省地方局長殿

家屋税調査委員選舉ニ於テ清算法人ハ代人ニ關スル件  
家屋賃貸價格調査令ヲ五十七條並ニ同施行規則  
中六條中法人タル選舉人ノ代人ハ清算中、法人ニ在リ  
テハ其ノ清算人タルベキモノト解スルニ聊カ疑義有之何  
分ノ所回示相煩度 此段又照會也

追テ本縣ニ於テハ四月十九日選舉期日ニ有之重条至急  
即回答相成様所取計被下度及所依頼矣



枋木

裏面あり

清算人ト為ルハヤ者

○ 會社

編社為

(商法七条)

イ合名會社

又又ハ其選任ニ関スル者

子裁判所選任ニ関スル者 (商法八条)

ハ合資會社

合名會社ニ對スル規定ヲ準用セラルル (商法九条)

ハ株式會社

合併又

破産會社ノ際ノ外 (破産法六条) 破産手続ハ法ニ依リ

ノ取締役

又定款ニ別段規定ナキニシテハ株式會社ニ於テ他ノ會社トモ其選任者

子裁判所選任ニ関スル者 (以上商法中二二六条)

○ 他ノ法人

農會

ノ會長及副會長

上條ノ會社ニ別段規定見テハ又ハ編社ニ依リ選任セラルル

法五八条

若シトモ、其ノ被選任者

子裁判所選任ニ関スル者

三  
三  
三  
三  
三

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

裏面あり

法人ノ解散ト是年迄

解散ノ意義

一 解散ノ事由

二 解散ノ時期

三 解散ノ効果

法人ノ解散ノ效力

一 法人ノ消滅

二 債權ノ消滅

三 債權ノ消滅

四 債權ノ消滅

五 債權ノ消滅

ハ 解部後、商人、地誌

福山博士——清景の目的は、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ

菅原仲在

ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ  
ハ、清景ノ目的、内之不之、徳光ノ後、赤坂、源五ノト者、似て、此ノ故ニ、此ノ







日  
 月  
 日  
 日  
 日  
 日

二十七日由陸奥省前地不悅之英之住持様行  
 現分介平曰系法一毛御打ノ数寄多所ノ凡  
 案ハ申請多ク明瞭除々禁之 現定ト解  
 ちハ申請ノ下ノ自母之遊カ山林第ニ平曰無一  
 現定ニ御所行様ノ格除ハ御定義ノカ者  
 申請ノ御所行様ノ下ノ有之此深修来  
 取段上御位迄 在り申上

理由

此ノ後ニ國之北界陸行現分ノ事向多中ノ納收在島  
 前ノ申請ニ依リ、現定ハ御所行様ノ御定トナリト所定ハ南  
 ノ下ノ御所行様ニ國之御所行様ノ御所行様ト思之也

裏面白紙

之ノ也

乃三ノ以余 予下無乃至前年 此堂ニ所算出ノ金 金銀三ノ  
 島ノトニ以名ニ一 此ノ收 存蓄ノ何也之ト 正計ヲ為スニ 同石  
 名中 年知同粒 日ニ一 年終ノ以本 未滿若ハ 予下  
 以上 番大、 中名 登大 番見ト 此 此ノ如 如 如  
 二 此ノ其 片 澤多ノ 冬 節、 此 堂、 此 堂、 此 堂、 此 堂、  
 一 此 物 年 同 入 ト ニ ト キ

年終ノ以本 未滿 若ハ 予下 以上 番大 中名 登大 番見ト 此 此ノ如 如 如  
 一ノニ才 同 以 内

内 務 省

5.8.2
   
 64
   
 賤

庶第 〇九三三 號

昭和五年七月三十一日

栃木縣知事 原 田 維

内務大臣 安 達 謙 藏 殿

縣參事會議決事項ノ件報告

本月三十日開會ノ本縣參事會ニ於テ議決ヲ經タル事項別紙ノ通此段及報告

候 也



栃 木 縣

裏 面 白 紙

縣參事會議案

昭和五年七月三十日

目次

急第三一號

昭和五年度栃木縣歲入歲出追加更正豫算

急第三一號

昭和五年度栃木縣歲入歲出追加豫算

急第三一號

家屋稅賦課率變更件

委第四七號

昭和五年度栃木縣市町村立學校教員加俸資金歲入更正豫算

委第四七號

縣有土地貸付件 (左枝農學校、影奉安殿敷地)

急第 三 〇 辨

昭和五年七月五日提出  
日ノ年 月ノ日 議決

昭和五年度栃木縣歲入歲追加更正豫算  
歲入經常部

第一項 國庫下渡金 金貳千九拾壹圓

第二項 警察費下渡金 金貳千九拾壹圓

第三項 雜收 入 金七百拾八圓

第四項 過年度收入 金七百拾八圓

歲入經常部計 金貳千八百九圓

歲入臨時部

第五項 國庫補助金 金貳萬圓

第六項 警察費補助金 金貳萬圓

歲入總計 金貳萬八千八百九圓

歲出經常部

第一項 警 察 費 金貳萬壹千七百圓 (追加)

第二項 俸給及福利 給 金貳萬七千壹百六拾貳圓 (追加)

第三項 雇 費 金四千參百參拾八圓 (追加)

第四項 機 密 費 金壹千圓 (追加)

第五項 警務廳舍修繕費 金八百五拾圓 (追加)

第六項 修 繕 費 金八百五拾圓 (追加)

歲出經常部計 金貳萬五千五百五拾圓 (追加)

歳出臨時部

第三七款 縣費補充費 金壹万七百六拾圓 (更正域)

第四項 加俸賃金補充費 金壹万七百六拾圓 (更正域)

第五項 行幸旅及内成諸費 金千拾九圓 (追加)

第六項 行幸旅及内成諸費 金千拾九圓 (追加)

歳出臨時部計 金九千七百四拾壹圓 (追加)

昭和五年七月三十一日提出

杉本縣知事 原田維織

説明

一歳出經常部其四款 養老費 金九千七百七拾圓

追加セントスル 郡養衛ノ為必要ナル由ル

一 同 養老款 養老廳舎修繕費 金八百五拾圓 (追加セントスル)

ルハ 郡項 郡養衛事務所修繕ノ必要ナル由ル

一 歳出臨時部 其三十六款 縣費補充費ニ於テ 金壹万七百六拾圓

ヲ 更正域額セントスルハ 追加財源ニ充テントスル由ル

一 同 其三十五款 行幸旅及内成諸費トシテ 金千拾九圓ヲ新ニ

追加セントスルハ 行幸旅及御成事務所諸費並赤上品調達ノ

必要ナル由ル







歲出臨時部

科	目	延外費正		増	減	備	考
		予	高				
第三款 縣費補之費	延外費正	三九〇・四七	三九〇・四七		一〇七・五〇		
		三九〇・四七	三九〇・四七		一〇七・五〇		
第四款 補之費	延外費正	六八三・九八	六八三・九八		一〇七・五〇		
		六八三・九八	六八三・九八		一〇七・五〇		
第五款 行幸及諸費	延外費正	一〇一・九	一〇一・九				
		一〇一・九	一〇一・九				
第六款 行幸及諸費	延外費正	一〇一・九	一〇一・九				
		一〇一・九	一〇一・九				
歲出臨時部計		三九〇・四七	三九〇・四七		一〇七・五〇		
歲出總計		三九〇・四七	三九〇・四七	二二八〇・九			

5

息災 三一 辨

昭和五年七月三十日提出  
同日 年二月十日 議決

昭和五年度栃木縣歲入歲出追加豫算

歲入臨時部

第一款 國庫補助金 金貳千貳百六拾圓

第二款 勸業費補助金 金貳千貳百六拾圓

第三款 寄附金 金六千圓

第四項 教育費寄附金 金六千圓

歲入臨時部計 金八千貳百六拾圓

歲出經常部

第九款 勸業費 金八千貳百六拾圓

第十項 農事試驗場費 金千五百六拾圓

第十項 耕地整理費 金七百圓

歲出臨時部

第四款 教育費 金六千圓

第五項 高等女學校費 金六千圓

歲出總計 金八千貳百六拾圓

昭和五年七月三十日提出

栃木縣知事 原田維 識

說明

八歲出經常部第九款 勸業費 金貳千貳百六拾圓  
加七ノト又ハ八農事試驗場費之於テ 苧麻苗圃設置費

金千七百六拾圓並 新地整理費ニ於テ 新地整理及土地改良事  
業普及奔達ノ因ル為 農林技術ノ人 増員費 金七百圓共  
ニ全額國庫補助アル由ル  
一歳出臨時部費四款 教育費ニ 金六百圓ヲ追加セントス  
ルハ 杉本高等女学校 学級増加ニ伴フ 教室建築 雜費ニ  
指定 寄附アリシヲ以テ 三カ建 築ヲ為サントスルニ由ル

歲入臨時部

科	目	進 年 高 加	既 年 高 定	計	備	考
國庫補助金	農事	二二六。	七九三。	一〇一九八。		
	日用設備費補助	一五六。	一三九。	一五五。	草履生を改良し其補助 金千五百六十圓(増)	
教育費	教育補助	七〇〇。	七八九。	一五八九。		
	耕地整理					
臨時寄附金	寄附	六〇〇。	一八一五。	一七八二五。		
不測教育費	不測教育費	六〇〇。		六〇〇。	極高年々学校走來費	8
臨時部計	臨時部計	八二六。	一四二七六。	一五二〇二。	指定寄附	

歲出經常部

科	目	進 年 高 加	既 年 高 定	計	備	考
學務費	學務費	二二六。	六四四三。	六六六九三。		
	草履生	一五六。	七九三。	九四九。	草履生を改良し 金千五百六十圓	
職員費	職員費	七〇〇。	四七三。	一一七三。		
	職員費	七〇〇。	四七三。	一一七三。		
臨時部計	臨時部計	八二六。	一四二七六。	一五二〇二。		

歲出總計	歲出臨時部計	育等女學 校費	育等女學 校費	普通高等女 學校費	第四級教 育費	科 目
				育等女學 校費	育等女學 校費	進 修 高 校
八二六〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	
六六四、四八七	三、七九二	八〇〇	八九〇五	五、四三二五		
六、六三六、六四七	三、六〇八、二九二	六、八〇〇	一、四九〇五	六、〇三二五		
		雜費 全一、百五拾四	教室建築費 全一、五七五拾四			

歲出臨時部

急災ニ一辨

家屋税賦課率変更件

昭和五年度家屋税賦課率左ノ通変更セントス

昭和五年七月三十日提出

栃木縣知事 原 田 維 織

昭和五年七月三十日提出  
同日張紙

税	目	課	率
家屋	家屋貸賃價格	課	
税	六三〇・三七四三	賃賃價格一町三付 全四九厘七毛	

(参照)

既定賦課率

税	目	課	率
家屋	家屋賃賃價格	課	
税	六四八・五二三	賃賃價格一町三付 全四六厘七毛	

委第 四 五 編

昭和五年七月三十日提出  
同日夕月夕日提出

昭和五年度栃木縣市町村立小學校教員加俸費金  
歳入更正豫算  
歳入

第一款 市町村立小學校教員 差引増減

第二項 繰越 金壹万七百六拾圓(更正増)  
第三項 縣費補充金壹万七百六拾圓(更正減)

昭和五年七月三十日提出

栃木縣知事 原田維 統

説明

本豫算、更正之要、八一般會計ノ縣費補充ヲ減シ追加財

源ニ充テムトスルニ由ル

歳入

科	目	既定	増	減	備	考
第一款	市町村立小學校教員加俸費金	二〇、七五七	一、〇七六	一、〇七六		
第二項	繰越	一三、四一七	一、〇七六			
第三項	縣費補充	一三、四一七		一、〇七六		
第四項	縣費補充	二七、三三三		一、〇七六		



委美四六編

縣有土地貸付一件

昭和五年七月三十日提出  
同年八月九日議決

縣立五枝農學校同窓會長田中享藏ヨリ縣有  
地使用方出願三付左記ニ依リ之ヲ貸付セントス

昭和五年七月三十日提出

栃木縣知事原田維織

一、貸付土地 縣立五枝農學校敷地内

一、坪數 四坪

一、貸付期間 自昭和五年七月三十日  
至同五年九月三十日

一、目的 御真影奉安殿建設ノ爲

一、條 件 御真影奉安殿建設ノ上、縣ニ寄附スルコト

報第五脚

訴訟答辯書提出ノ件

足利郡毛野村天貝原太郎外十名ヨリ同村  
惣賦課ニ関スル本縣奉令會裁決ニ服従スル能  
ハストレテ行政訴訟ノ提起アリタルニ依リ別紙  
答辯書提出ノ件縣奉令會ニ付議スベキ處  
時日無之ニ依リ知事ニ於テ專決処分ヲ以テ右  
書類提出シタリ

右報告ス

昭和五年七月三日 報告

栃木縣知事 原 田 繼 織

196

村長職課之関スル裁決不服訴訟答辯書

被告 栃木縣 原田 維 鐵

原告 栃木縣 野村 大字 山川 四郎  
天 貞 榮 六郎  
外 七 名

一定ノ申立

原告ノ請示相違ヲ以テ  
訴訟費用ハ原告ノ負擔トストノ御判決ヲ求ム

事 実

昭和四年十二月十四日栃木縣足利郡毛野村長不徴  
税金書ヲ寄シタル同村特別税戸数割 昭和四年度

下半期分賦課ニ関シ原告ヨリ異議申立ヲ為シ  
之ニ対シ昭和五年四月二日同村会日ハ異議申立相違  
タストノ決定ヲ與ヘケリ原告ハ更ニ被告ニ訴願シタ  
ルヲ以テ被告ハ町村制第百十條ニ依リ之ヲ受理シ  
審査ノ結果五月三日同村税ハ賦課並ニ同村會ノ決  
定ハ之ヲ取消スヘキ限ニ付ラスト裁決シタリ

理 由

一原告ハ毛野村税戸数割賦課ニ當リ所得額ノ  
算定ニ於テ納税義務者ト生計ヲ異セタル者ノ  
所得ヲ加算セタル事ノ違法アリト主張スル其原  
告ニ対スル賦課額計算ニ於テハ新ノ加算事案ア  
ルヲ認メ

又、控訴ノ申請無キ者ニ對シテ、控訴ヲ為セルヲ違法ト  
 シテトシ、幾ニスル原告ニ對シテハ、悉ク申請ヲ後トシ  
 之ヲ為セルモノイテ、此ノ實ニ関スル主張モ原告  
 ニ對スル賦課ノ不利益ヲラシメタリトスルノ理由トハ  
 為ラズ、同ノ事トス。大正十五年十月二十七日内務  
 大藏省令地方稅ニ關スル法律施行規則第四十四條  
 第一毛野村戸數割各例第九條ハ申請無キ  
 時ハ控訴ヲ得ズルノ規定ト解スベキモノトス。原告  
 ハ更ニ他人ニ關スル賦課額ノ多少モ戸數割ノ如キ  
 ニ依リ、自己ニ對スル賦課ヲ爭フノ事由ト為シ得  
 ルトモ、然ルモ他人ニ對スル賦課ハ原告ノ賦課ト  
 ハ別個ノ事件トシテ、及ニ他ノ違法錯誤アリトスル

モ之ガ為原告ニ對スル賦課ヲ何程不利益ヲラシメ  
 タリト、原因結果ノ關係ヲ明ニシ、具體的ノ  
 主張ヲキテ於テハ、以テ原告ノ賦課ヲ爭フノ理  
 由トハ為シ難シ。  
 次、資産狀況ニ依リ、賦課額等決定ニ就テ、原告ハ  
 表現セシ資産ヲ標準トセルヲ違法トアリトシ、又  
 同村規程ノ各項中、或ル者ニ適用シ、或ル者  
 ニ適用セザル違法アリト論ズルモ、資産ノ狀  
 況ニ依リ、賦課ノ資産ノ狀況ヲ判定スルニ足  
 ルベキ相等ノ標準トシ、基ク箇數ニ依リ算出セルモ、  
 ナルトキハ、其ノ各自ノ配当額ハ、及証ナキ限り、資産  
 ノ狀況ニ適應セルモノト認ムベキモノトス。又、同村  
 規程ノ適用ヲニセリト主張スルモ、其ノ付精査ス

ルニ其ノ事實ヲ認ムベキモノナリ  
以上ノ理由ニ依リ被告ノ裁決ハ正當ナリ

立 証

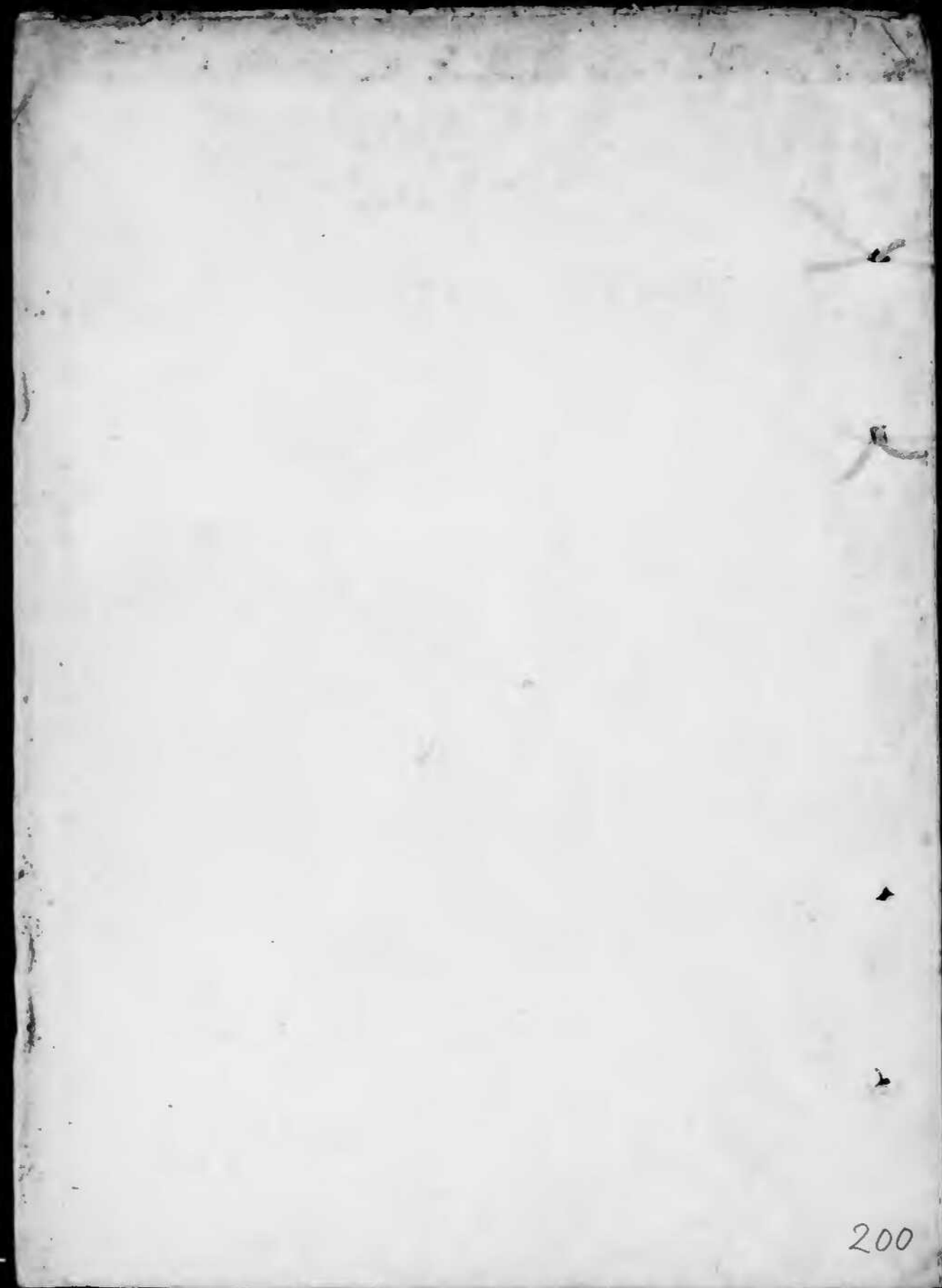
口頭審問ノ際立証ス

昭和五年七月二十五日

栃木縣議會

被告栃木縣知事 原田 繼 織

行政裁判所長官 窪田 靜 太郎 殿



200

